

宮崎県の医療薬務事情

令和6年度版

宮崎県福祉保健部

目 次

I	医療機関	1
1	病 院	1
2	一般診療所	2
3	歯科診療所	3
II	医療関係者	4
1	医 師	4
2	歯科医師	5
3	薬 剤 師	6
4	保健師・助産師	7
5	看護師・准看護師	8
6	歯科衛生士・歯科技工士	10
7	診療放射線技師・診療エックス線技師・臨床検査技師・衛生検査技師・ 理学療法士・作業療法士・視能訓練士・言語聴覚士・精神保健福祉士・ 臨床工学技士	10
8	あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師	10
III	医療・薬務対策	11
1	医療計画の推進	11
2	へき地医療	11
(1)	へき地の現状	11
ア	「無医地区」の定義	11
イ	「無歯科医地区」の定義	12
(2)	へき地医療対策	13
ア	へき地巡回診療	13
イ	へき地出張診療所への医師派遣	16
ウ	へき地医療健康診査	17
エ	へき地診療所の整備	17
オ	へき地診療所の運営費助成	18
カ	不採算地区病院運営費助成	18
キ	自治医科大学	19
ク	県へき地医療支援機構の設置	19
ケ	へき地医療拠点病院運営事業	19
3	救急医療	23
(1)	初期救急医療体制	24
ア	休日夜間急患センター	24
イ	在宅当番医制	24
(2)	第二次救急医療体制	25
ア	病院群輪番制方式	25
イ	共同利用型病院方式	25
(3)	第三次救急医療体制	25
(4)	救急告示施設	25
(5)	救急医療に従事する医師等研修	26

(6) 休日在宅医情報伝達	26
(7) 子ども救急医療電話相談事業	26
(8) 医療従事者確保のための救急医療利用適正化推進事業	26
4 災害医療	27
(1) 災害拠点病院	27
(2) DMAT、医療救護班及び災害医療コーディネーターによる医療救護活動	28
(3) 搬送体制	29
(4) 医薬品等の備蓄体制	29
(5) 県災害医療コーディネート研修の開催	29
(6) 県災害医療活動マニュアルの策定	29
(7) 災害時等関連協定の締結	29
(8) 航空搬送拠点臨時医療施設(ステージングケアユニット：SCU)	30
5 医療関係者の確保対策	31
(1) 医師確保対策	31
ア 推進体制	31
イ 施策	32
(2) 薬剤師確保計画	34
(3) 看護師等確保対策	35
ア 教育制度	35
イ 看護師等の養成	35
ウ 看護師等養成所運営費補助	42
エ 看護師等修学資金の貸付	43
オ 宮崎県ナースセンター事業に委託して実施する事業	43
(4) 理学療法士・作業療法士確保対策	46
(5) 歯科衛生士・歯科技工士確保対策	46
6 医薬品等の安全確保	47
(1) 薬事監視指導等	47
(2) 毒物及び劇物監視指導等	49
7 血液事業の推進	50
(1) 献血推進事業実施状況	50
ア 広報啓発活動・献血運動推進大会等	50
イ 献血体制の推進等	51
ウ 血液検査成績通知サービスの実施	51
(2) 血液製剤の供給	51
8 麻薬及び向精神薬等の薬物乱用防止	52
(1) 麻薬及び向精神薬等取扱者の立入指導	52
(2) 薬物乱用防止啓発活動の実施	52
9 家庭用品の安全	55

I 医 療 機 関

1 病 院

(1) 病院数

令和5年10月1日現在の病院数は129施設である。

病院の種類別では、一般病院は112施設(療養病床を有するもの53施設)で、全病院の86.8%である。精神科病院(精神病床のみを有する病院)は17施設、結核療養所(結核病床のみを有する病院)は0施設となっている。

第1表 病院数の推移

(各年10月1日現在)

年 区分	H21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5
総 数	143	143	142	140	141	140	140	140	140	139	137	137	133	132	129
一般病院	128	128	127	125	125	123	123	123	123	122	120	120	116	115	112
精神病院	15	15	15	15	16	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17
結 核 療 養 所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

第2表 人口1万対病院数の全国と本県との比較

(各年10月1日現在)

年 区分	H21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5
全 国	0.69	0.68	0.67	0.67	0.67	0.67	0.67	0.67	0.66	0.66	0.66	0.65	0.65	0.65	0.65
本 県	1.26	1.26	1.26	1.24	1.25	1.26	1.27	1.28	1.29	1.29	1.28	1.28	1.25	1.25	1.24

(2) 病院病床数

令和5年10月1日現在の病院が有する病床数は17,815床で、前年同時期に比べ362床の減となっている。

病床の種類別では、全病床の50.1%にあたる8,924床が一般病床であり、ついで精神病床32.7%で5,828床、療養病床16.6%で2,960床、結核病床0.4%で71床、感染症病床0.2%で32床となっている。

第3表 病院の病床数の推移

(各年10月1日現在)

区分 \ 年	H21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5
総 数	19,680	19,630	19,507	19,308	19,299	19,245	19,207	19,189	19,107	19,029	18,771	18,636	18,213	18,177	17,815
一般病床	9,685	9,614	9,551	9,471	9,476	9,495	9,470	9,480	9,383	9,352	9,153	9,154	8,902	9,022	8,924
療養病床	3,994	4,015	3,972	3,853	3,852	3,804	3,788	3,764	3,755	3,708	3,658	3,545	3,374	3,218	2,960
精神病床	5,861	5,861	5,844	5,844	5,844	5,837	5,837	5,837	5,867	5,867	5,858	5,835	5,835	5,835	5,828
結核病床	110	110	110	110	97	82	82	77	71	71	71	71	71	71	71
感 染 症 病 床	30	30	30	30	30	27	30	31	31	31	31	31	31	31	32

第4表 人口1万対病院病床数の全国と本県との比較

(各年10月1日現在)

区分 \ 年	H21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5
全 国	125.6	124.4	123.8	123.8	123.6	123.4	123.2	123.0	122.7	122.3	121.2	119.5	119.5	119.4	119.1
本 県	173.9	172.9	172.4	171.5	172.2	172.8	173.9	175.1	175.5	176.0	174.9	174.2	171.7	172.8	170.9

2 一般診療所

一般診療所数は令和5年10月1日現在906施設で、前年同時期に比べて12施設減となっている。病床数は、2,095床である。

なお、一般診療所の配置状況をみると、宮崎市・都城市・延岡市の3市に608施設が設置され、県全体の67.1%を占めている。

第5表 一般診療所数の推移

(各年10月1日現在)

区 分 \ 年	H21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5
総 数	904	897	899	903	899	891	895	891	884	888	899	894	913	918	906
有 床	239	226	213	205	194	183	176	165	160	158	149	140	136	134	131
無 床	665	671	686	698	705	708	719	726	724	730	750	754	777	784	775
病 床 数	3,775	3,662	3,426	3,307	3,147	2,944	2,833	2,657	2,589	2,564	2,415	2,258	2,182	2,146	2,095
宮崎市・都城市・延岡市の一般診療所数	572	590	592	594	587	584	587	588	585	592	596	592	601	611	608
県全体に占める割合	63.3	65.8	65.9	65.8	65.2	65.5	65.6	66.0	66.2	66.7	66.3	66.2	65.8	66.6	67.1

第6表 人口1万対一般診療所数の全国と本県との比較

(各年10月1日現在)

区 分 \ 年	H21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5
全 国	7.8	7.8	7.8	7.9	7.9	7.9	8.0	8.0	8.0	8.0	8.1	8.1	8.3	8.4	8.4
本 県	8.0	7.9	7.9	8.0	8.0	8.0	8.1	8.1	8.1	8.2	8.4	8.4	8.6	8.7	8.6

3 歯科診療所

歯科診療所は令和5年10月1日現在479施設で、前年同時期に比べ9施設減となっている。

なお、歯科診療所の配置状況をみると、宮崎市・都城市・延岡市の3市に337施設が設置され、県全体の70.4%を占めている。

第7表 歯科診療所数の推移

(各年10月1日現在)

区 分 \ 年	H21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5
総 数	528	525	516	514	515	515	514	508	501	503	506	499	493	488	479
宮崎市・都城市・延岡市の歯科診療所数	346	359	355	354	354	353	352	349	346	347	349	350	346	341	337
県全体に占める割合	65.5	68.4	68.8	68.9	68.7	68.5	68.5	68.7	69.1	69.0	69.0	70.1	70.2	69.9	70.4

第8表 人口1万対歯科診療所数の全国と本県との比較

(各年10月1日現在)

区 分 \ 年	H21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5
全 国	5.3	5.3	5.3	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4	5.3
本 県	4.7	4.6	4.6	4.6	4.5	4.6	4.7	4.6	4.6	4.7	4.7	4.7	4.6	4.6	4.6

Ⅱ 医 療 関 係 者

1 医 師

令和4年12月末現在における医師数は2,908人で、令和2年12月末現在に比べて29人の増となっている。

令和4年12月末現在における各都道府県の医師数を人口10万対で比較すると、全国平均が274.7人であるのに対して、本県は276.4人と若干上回っており、全国第25位である。

なお、県内の医師の分布状況をみると、市部は2,685人で全体の92.3%を占め、郡部は223人で7.7%となっている。とくに宮崎市・都城市・延岡市の3市の医師数は、2,224人で全体の76.5%を占めている。

第9表 医師数の推移（従業地による）

（各年12月末現在）

区 分 \ 年	H14	16	18	20	22	24	26	28	30	R2	4
総 数	2,492	2,538	2,557	2,602	2,653	2,709	2,730	2,754	2,810	2,879	2,908
市 部	1,750	1,791	1,904	1,928	2,434	2,482	2,514	2,539	2,590	2,668	2,685
郡 部	742	747	653	674	219	227	216	215	220	211	223
宮崎市・都城市・延岡市の医師数	1,313	1,373	1,483	1,509	2,000	2,053	2,067	2,094	2,149	2,230	2,224
県全体に占める割合(%)	52.7	54.1	58.0	58.0	75.4	75.8	75.7	76.0	76.5	77.5	76.5

第10表 人口10万対医師数の全国と本県との比較

（各年12月末現在）

区 分 \ 年	H14	16	18	20	22	24	26	28	30	R2	4
全 国	206.1	211.7	217.5	224.5	230.4	237.8	244.9	251.7	258.8	269.2	274.7
本 県	213.5	218.4	222.7	229.0	233.7	240.6	245.1	251.3	258.9	269.2	276.4

次に、令和4年12月末現在の従業形態別医師数をみると、病院の勤務者が最も多く1,332人で全体の45.8%を占め、次に診療所の開設者が640人、22.0%、医育機関436人、15.0%、診療所の勤務者が269人、9.3%となっている。

第11表 従業形態別医師数

		(各年12月末現在)										
区 分	年	H14	16	18	20	22	24	26	28	30	R2	4
総 数		2,492	2,538	2,557	2,602	2,653	2,709	2,730	2,754	2,810	2,879	2,908
病院の開設者又は法人の代表者		105	95	92	101	100	107	96	90	93	98	91
診療所の開設者又は法人の代表者		640	660	667	661	654	660	650	651	656	652	640
病 院 の 勤 務 者		1,048	1,076	1,078	1,101	1,095	1,149	1,186	1,233	1,251	1,305	1,332
診 療 所 の 勤 務 者		201	216	212	226	237	246	240	243	252	243	269
老人保健施設・介護医療院の開設者・勤務者		29	31	34	26	36	35	35	41	38	34	42
医 育 機 関		411	412	402	421	445	449	456	426	443	468	436
衛生行政・保健衛生		26	24	35	35	40	36	34	39	40	40	38
そ の 他		32	24	37	31	46	27	33	31	37	39	60

※ 医育機関には、医学・看護学の教育機関又は研究機関の勤務者(医育機関附属病院の勤務者を含む)及び大学院生で基礎系の者を計上している。

2 歯科医師

令和4年12月末現在における歯科医師数は734人で、令和2年12月末現在に比べて3人増となっている。

令和4年12月末現在における各都道府県の歯科医師数を人口10万対で比較すると、全国平均が84.2人であるのに対して、本県は69.8人で全国第33位である。

県内の歯科医師の分布状況をみると、市部は657人で全体の89.5%を占め、郡部は77人で10.5%となっている。とくに宮崎市・都城市・延岡市の3市の歯科医師数は、533人で全体の72.6%を占めている。

第12表 歯科医師数の推移（従業地による）

		(各年12月末現在)										
区 分	年	H14	16	18	20	22	24	26	28	30	R2	4
総 数		663	679	670	702	715	722	730	717	737	731	734
市 部		503	513	543	566	630	639	646	634	653	653	657
郡 部		160	166	127	136	85	83	84	83	84	78	77
宮崎市・都城市・延岡市の歯科医師数		383	393	424	441	503	514	510	505	515	528	533
県全体に占める割合(%)		57.8	57.9	63.3	62.8	70.3	71.2	69.9	70.4	69.9	72.2	72.6

※ 市町村合併により、平成22年から旧清武町が宮崎市に入っている。

第13表 人口10万対歯科医師数の全国と本県との比較

(各年12月末現在)

区 分 \ 年	H14	16	18	20	22	24	26	28	30	R2	4
全 国	72.9	74.6	76.1	77.9	79.3	80.4	81.8	82.4	80.5	82.5	84.2
本 県	56.8	58.4	58.4	61.8	63.0	64.1	65.5	65.4	65.7	66.3	69.8

令和4年12月末現在の従業形態別歯科医師数をみると、診療所の開設者が最も多く459人で、全体の64.6%を占め、次が診療所の勤務者206人で29.0%となっている。

第14表 従業形態別歯科医師数

(各年12月末現在)

区 分 \ 年	H14	16	18	20	22	24	26	28	30	R2	4
総 数	663	679	670	702	715	722	730	715	721	731	734
病院の開設者又は法人の代表者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
診療所の開設者又は法人の代表者	491	498	496	504	504	492	494	485	478	476	459
病 院 の 勤 務 者	14	12	9	13	13	14	23	21	20	24	21
診 療 所 の 勤 務 者	135	144	141	149	158	179	177	173	197	192	206
老人保健施設・介護医療院の従事者	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0
医 育 機 関	13	10	16	23	28	24	23	17	15	20	17
衛生行政・保健衛生	2	2	2	2	3	2	3	3	2	4	4
そ の 他	8	13	6	11	9	11	10	16	8	13	27

※ 医育機関には、医学・看護学の教育機関又は研究機関の勤務者(医育機関附属病院の勤務者を含む)及び大学院生で基礎系の者を計上している。

3 薬 剤 師

令和4年12月末現在における薬剤師数は2,288人で、令和2年12月末現在に比べて16人増となっている。

令和4年12月末現在における各都道府県の薬剤師数を人口10万対で比較すると、全国平均が259.1人であるのに対して、本県は217.5人で全国第35位である。

県内の薬剤師の分布状況をみると、市部は2,090人で全体の91.3%を占め、郡部は198人で8.7%となっている。とくに宮崎市・都城市・延岡市の3市の薬剤師数は1,688人で全体の73.8%を占めている。

第15表 薬剤師数の推移（従業地による）

（各年12月末現在）

区 分 \ 年	H14	16	18	20	22	24	26	28	30	R2	4
総 数	1,466	1,602	1,678	1,757	1,904	1,962	2,034	2,037	2,193	2,272	2,288
市 部	1,213	1,330	1,439	1,504	1,716	1,776	1,842	1,841	1,988	2,065	2,090
郡 部	253	272	239	253	188	186	192	196	205	207	198
宮崎市・都城市・延岡市の薬剤師数	932	1,042	1,152	1,177	1,358	1,416	1,474	1,468	1,604	1,674	1,688
県全体に占める割合(%)	63.6	65.0	68.7	67.0	71.3	72.2	72.5	72.1	73.1	73.7	73.8

第16表 人口10万対薬剤師数の全国と本県との比較

（各年12月末現在）

区 分 \ 年	H14	16	18	20	22	24	26	28	30	R2	4
全 国	180.3	189.0	197.6	209.7	215.9	219.6	226.7	237.4	246.2	255.2	259.1
本 県	125.6	137.9	146.2	154.7	167.7	174.2	182.6	185.9	202.9	212.4	217.5

なお、令和4年12月末現在の従業形態別薬剤師数は、薬局の勤務者が1,151人、50.3%、病院又は診療所における調剤・病棟業務の従事者が526人、23.0%、薬局の開設者が225人、9.8%となっている。衛生行政又は保健衛生業務の従事者は、64人2.8%、その他213人、9.3%、無職109人、4.8%である。

4 保健師・助産師

令和4年12月末現在における就業者数は、保健師746人、助産師353人で、令和2年12月末現在に比べて保健師46人、助産師2人の増となっている。

第17表 保健師・助産師の就業者数の推移

（各年12月末現在）

区 分 \ 年	H16	18	20	22	24	26	28	30	R2	4
保 健 師	449	463	519	532	599	608	638	673	700	746
助 産 師	203	202	243	254	290	307	297	321	351	353

次に、令和4年12月末現在における保健師・助産師の就業状況をみると、保健師では、市町村勤務者が最も多く367人で全体の49.2%を占め、次が保健所及び都道府県勤務者の191人、25.6%となっている。

助産師では、病院勤務者が最も多く197人で全体の55.8%を占め、次が診療所勤務者の98人、27.8%となっている。

第18表 人口10万対保健師・助産師の就業者数の全国と本県との比較
(各年12月末現在)

区 分 \ 年		H16	18	20	22	24	26	28	30	R2	4
保 健 師	全 国	30.7	31.5	34.0	35.2	37.1	38.1	40.4	41.9	44.1	48.3
	本 県	38.6	40.3	45.7	46.9	53.2	54.6	58.2	62.3	65.4	70.9
助 産 師	全 国	19.8	20.2	21.8	23.2	25.0	26.7	28.2	29.2	30.1	30.5
	本 県	17.5	17.6	21.4	22.4	25.8	27.6	27.1	29.7	32.8	33.6

第19表 保健師の就業先の状況

(令和4年12月末現在)

区 分		総 数	保健所 都道府県	市町村	病 院	診療所	介護保険施設 等・社会福祉 施設	訪問看護 ステーション	事業所	学校・ 養成所	その他
保 健 師	実数	746	191	367	17	23	62	1	47	16	22
	割合	100.0	25.6	49.2	2.3	3.1	8.4	0.1	6.3	2.1	2.9

※ 割合は、小数点以下第2位で四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とならない。

第20表 助産師の就業先の状況

(令和4年12月末現在)

区 分		総 数	助 産 所			病 院	診療所	保健所	事業所	学校・ 養成所	その他
			開設者	従事者	出 張						
助 産 師	実数	353	21	4	8	197	98	2	8	13	2
	割合	100.0	5.9	1.1	2.3	55.8	27.8	0.6	2.3	3.7	0.6

5 看護師・准看護師

令和4年12月末現在における就業者数は、看護師15,097人、准看護師5,309人で、令和2年12月末現在に比べて看護師466人の増、准看護師473人の減となっている。

第21表 看護師・准看護師の就業者数の推移

(各年12月末現在)

区 分 \ 年		H16	18	20	22	24	26	28	30	R2	4
総 数		16,746	17,015	17,676	18,297	19,395	19,639	19,993	20,210	20,413	20,406
看 護 師	女	8,778	9,182	9,806	10,476	11,155	11,556	12,064	12,485	12,908	13,283
	男	628	721	860	998	1,159	1,309	1,428	1,548	1,723	1,814
准 看 護 師	女	6,700	6,469	6,367	6,196	6,440	6,165	5,895	5,610	5,239	4,839
	男	640	643	643	627	641	609	606	567	543	470

第22表 人口10万対看護師・准看護師の就業者数の全国と本県との比較

(各年12月末現在)

区 分		年	H16	18	20	22	24	26	28	30	R2	4
看 護 師	全国		595.4	635.5	687.0	744.0	796.6	855.2	905.5	963.8	1,015.4	1,049.8
	本県		809.5	862.6	938.9	1,010.7	1,093.6	1,154.8	1,231.0	1,298.1	1,367.9	1,435.4
准 看 護 師	全国		302.3	299.1	293.7	287.5	280.6	267.7	254.6	240.8	225.6	203.5
	本県		631.7	619.5	617.1	601.0	628.9	608.1	593.2	571.4	540.6	504.9

次に令和4年12月末現在における看護師・准看護師の就業状況をみると、看護師では病院勤務者が最も多く9,612人で全体の63.7%を占め、次が診療所勤務者の2,311人、15.3%となっている。

准看護師では、病院勤務者が最も多く1,681人で全体の31.7%を占め、次が診療所勤務者の1,678人、31.6%となっている。

第23表 看護師・准看護師の就業先の状況

(令和4年12月末現在)

区 分		総 数	病 院	診療所	介護保険 施設	社会福祉 施設	訪問看護 ステーション	学校・ 養成所	保健所 都道府県	市町村	その他
看護師	実数	15,097	9,612	2,311	1,233	355	756	286	45	120	379
	割合	100.0	63.7	15.3	8.2	2.3	5.0	1.9	0.3	0.8	2.5
女	実数	13,283	8,156	2,204	1,139	316	680	264	44	117	363
男	実数	1,814	1,456	107	94	39	76	22	1	3	16
准看護師	実数	5,309	1,681	1,678	1,409	324	56	1	1	14	145
	割合	100.0	31.7	31.6	26.5	6.1	1.1	0.1	0.1	0.3	2.7
女	実数	4,839	1,426	1,589	1,314	301	53	1	1	14	140
男	実数	470	255	89	95	23	3	0	0	0	5

※ 割合は、小数点以下第2位で四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とならない。

第24表 看護職員の年次別、職種別就業者数（単位：人、%）

(各年末)

就業届年	保健師	助産師	看護師	准看護師	計
令和 2	700	351	14,631	5,782	21,464
令和 4	746	353	15,097	5,309	21,505
対前回伸び率	6.6	0.6	3.2	△ 8.2	0.2

6 歯科衛生士・歯科技工士

第25表 数の推移

(各年10月1日現在)

区分 \ 年	H14	16	18	20	22	24	26	28	30	R2	4
歯 科 衛 生 士	1,100	1,163	1,238	1,281	1,339	1,397	1,429	1,445	1,484	1,502	1,529
歯 科 技 工 士	386	374	365	357	324	359	345	347	348	352	344

7 診療放射線技師・診療エックス線技師・臨床検査技師・衛生検査技師・理学療法士・作業療法士・視能訓練士・言語聴覚士・精神保健福祉士・臨床工学技士

第26表 数の推移

(各年10月1日現在)

区分 \ 年	H21	22	23	24	25	26	27	28	29	R2	5
診療放射線技師 診療エックス線技師	398.6	394.4	411.1	412.7	407.4	424.5	431.9	439.8	452.6	448.6	360.3
臨床検査技師 衛生検査技師	360.2	367.0	379.9	394.1	410.8	449.8	448.8	485.6	473.8	469.0	372.6
理 学 療 法 士	469.6	519.1	557.7	597.3	644.8	687.9	729.7	756.8	801.3	785.0	695.3
作 業 療 法 士	288.4	308.4	346.7	374.0	385.0	421.7	444.3	466.5	501.6	523.2	447.0
視 能 訓 練 士	31.2	35.8	23.2	23.2	31.9	32.8	36.8	41.9	40.8	34.5	41.5
言 語 聴 覚 士	69.5	75.9	87.1	90.5	93.6	109.4	119.4	131.0	143.1	152.3	127.6
精神保健福祉士	143.1	151.4	146.3	146.1	149.6	172.8	185.8	184.6	200.4	164.8	169.8
臨床工学技士	53.0	68.0	74.0	81.0	89.0	102.0	118.5	126.3	135.0	144.2	116.2

※ 表中の人員は、病院従事者数(常勤換算値)である。

8 あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師

令和4年12月末現在の県内の従事者は、あん摩マッサージ指圧師として877名、はり師として1,054名、きゅう師として1,033名となっている。施術所の数は936か所となっている。

また、柔道整復師数は472名で、柔道整復の施術所の数は357か所となっている。

Ⅲ 医療・薬務対策

1 医療計画の推進

人口減少・少子高齢化が進行する中、疾病構造の変化や、医療の高度化・専門化の進展など、医療を取り巻く環境の変化に対応し、限られた医療資源の中で、県民が質の高い医療を安心して受けられる医療体制を確立するため、宮崎県医療計画に基づき、各種施策を推進しているところである。

2 へき地医療

(1) へき地の現状

本県では、地理的条件等から医療に恵まれない地域、いわゆるへき地が県北西部を中心に点在している状況にあり、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の指定地域は22地域(16市町村)、山村振興法の指定区域は24区域(16市町村)、離島振興法の指定区域は3島(3市)で、これに対し、厚生労働省が令和4年度に調査した無医地区は13地区(5市町村)、無歯科医地区は15地区(6市町村)となっている。

ア 「無医地区」の定義

令和4年10月厚生労働省調査によると「無医地区」とは、医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点として、おおむね半径4kmの区域内に50人以上が居住している地区であって、かつ容易に医療機関を利用することができない地区をいう。

(注) (ア) この定義でいう「医療機関」とは、病院及び一般診療所をいい、へき地診療所等で定期的の開診されている場合を含む。

(イ) この定義でいう「おおむね半径4kmの区域」のとり方は地図上の空間距離を原則とするが、その圏内に存在する集落間が、山、谷、海などにより断絶されている場合は、分割して差し支えない。

(ウ) この定義でいう「容易に医療機関を利用することができない」場合とは、夏期における交通事情が次の状況にある場合をいう。

a 地区の住民が医療機関まで行くために利用することができる定期交通機関がない場合。

b 地区の住民が医療機関まで行くために利用することができる定期交通機関はあるが、1日3往復以下であるか、または4往復以下であるが、これを利用しても医療機関まで行くために必要な時間(徒歩が必要である場合は徒歩に必要な時間を含む。)が1時間をこえる場合。

c ただし、上記aまたはbに該当する場合であっても、タクシー、自家用車(船)の普及状況、医師の往診の状況等により受療することが容易であると認められる場合は除く。

(たとえば、道路事情(舗装状況、幅員等)、地理的条件(都市の郊外的存在)、近在医師の往診が容易である等、医療機関がないことについて、住民の不便、不安感がないというような事情が考慮される。)

第27表 無医地区の推移

(各年各月末現在)

年 月	区 分	無 医 地 区			備 考
		地区数	人 口	市町村数	
昭和46年1月		91	26,094	26	
48年7月		83	22,570	26	
53年10月		64	16,345	24	
59年11月		40	9,253	20	
平成元年7月		34	7,486	18	
6年9月		32	8,316	16	
11年6月		29	5,238	13	
16年12月		22	3,696	10	
21年10月		17	3,045	8	
26年10月		14	2,673	6	
令和元年10月		13	2,237	5	
4年10月		13	2,018	5	

イ 「無歯科医地区」の定義

令和4年10月厚生労働省調査で「無歯科医地区」とは、歯科医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点として、おおむね半径4kmの区域内に50人以上が居住している地区であって、かつ容易に歯科医療機関を利用することができない地区をいう。

(注) (ア) この定義でいう「歯科医療機関」とは、医療法施行令第3条の2第1項第2号の規定による歯科（小児歯科、矯正歯科又は歯科口腔外科を含む）を標榜する病院及び歯科診療所をいう。

(イ) この定義でいう「おおむね半径4kmの区域」のとり方は地図上の空間距離を原則とするが、その圏内に存在する集落間が、山、谷、海などにより断絶されている場合は、分割して差し支えない。

(ウ) この定義でいう「容易に歯科医療機関を利用することができない」場合とは、夏期における交通事情が次の状況にある場合をいう。

a 地区の住民が歯科医療機関まで行くために利用することができる定期交通機関がない場合。

b 地区の住民が歯科医療機関まで行くために利用することができる定期交通機関はあるが、1日3往復以下であるか、または4往復以下であるが、これを利用して歯科医療機関まで行くために必要な時間（徒歩が必要である場合は徒歩に必要な時間を含む。）が1時間をこえる場合。

c ただし、上記aまたはbに該当する場合であっても、タクシー、自家用車（船）の普及状況等により受療することが容易に認められる場合を除く。

（たとえば、道路事情（舗装状況、幅員等）、地理的条件（都市の郊外的存在）等について、住民の不便、不安感がないというような事情を考慮して判断すること。）

第28表 無歯科医地区の推移

(各年各月末現在)

年 月	区 分	無 医 地 区			備 考
		地区数	人 口	市町村数	
昭和46年1月		119	58,971	27	
48年7月		119	55,954	26	
53年10月		86	35,898	26	
59年11月		53	15,610	23	
平成元年7月		41	11,646	21	
6年9月		40	13,556	21	
11年6月		36	8,720	16	
16年12月		28	6,605	13	
21年10月		23	5,615	9	
26年10月		17	3,921	8	
令和元年10月		15	3,246	6	
4年10月		15	2,906	6	

(2) ヘき地医療対策

ア ヘき地巡回診療

(ア) ヘき地医療拠点病院による巡回診療

平成18年4月に、ヘき地医療拠点病院^(※)の指定を受けた椎葉村国民健康保険病院により村内の無医地区に対する巡回診療を行っている。

(※) ヘき地診療所等への代診医等の派遣、ヘき地従事者に対する研修、遠隔診療支援等の診療支援事業等が実施可能な病院（椎葉村国民健康保険病院、県立延岡病院（R6～））

第29表 ヘき地医療拠点病院による巡回診療実施状況（令和5年度）

椎葉村国民健康保険病院

市 町 村 名	地 区 名	回 数
椎 葉 村	財 木	12
	樽 尾	12
	大 河 内	12
1 村	3 地 区	36

(イ) 無医地区等巡回診療支援

無医地区の医療を確保するため、県は昭和 34 年度からへき地巡回診療を実施しており、昭和 44 年度から平成 27 年度までは日本赤十字社宮崎県支部に委託して巡回診療を行っていた。平成 28 年度からは、巡回診療を実施する医療機関の支援を行っている。

第30表 へき地巡回診療の支援状況（令和 5 年度）

市 町 村 名	地 区 名	回 数（回）	受診人員（人）
串 間 市	築 島	13	75
綾 町	倉 輪	12	24
	広 沢	12	23
2 市 町	3 地 区	37	122

第31表 へき地巡回診療の年度別状況

年 度	診 療 回 数	受 診 延 人 員	一回平均受診人員
平成22年度	84	481	5.7
23年度	84	474	5.6
24年度	83	457	5.5
25年度	83	377	4.5
26年度	82	365	4.5
27年度	74	296	4
28年度	58	171	2.9
29年度	61	197	3.2
30年度	64	206	3.2
令和元年度	47	151	3.2
2 年度	49	165	3.4
3 年度	45	132	2.9
4 年度	35	120	3.4
5 年度	37	122	3.3

※ 平成 27 年度まで日赤宮崎県支部に委託し実施した実績

※ 平成 28 年度から実施医療機関を支援した実績

(ウ) 県歯科医師会委託による無歯科医地区の巡回診療

無歯科医地区の歯科医療を確保するため、昭和 46 年度から県歯科医師会に委託して、へき地の歯科疾患の予防、治療等を行ってきた。昭和 49 年度からはへき地巡回診療車「歯のけんこう号」によって、平成 26 年度からは更新した歯科診療・健診・災害対策支援車「歯ッピーひむか号」を活用して、県と延岡市で事業を委託している。

県歯科医師会は、歯科医師、歯科衛生士、診療車運転手からなる診療班を編成し、無歯科医地区を巡回して、次の事業を実施している。

- 歯科検診（保健指導、口腔衛生相談を含む）
- 歯科疾患の予防措置（歯科清掃及び薬物の塗布）
- 歯科疾患の治療
- 歯科衛生知識の普及指導

第32表 県歯科医師会委託による無歯科医地区の巡回診療実施状況（令和5年度）

市 町 村 名	地 区 名	巡回診療日数(日)	受診人員 (人)
延 岡 市	島 浦	22	145

第33表 県歯科医師会による無歯科医地区巡回診療年度別実施状況

年 度	診 療 回 数	受 診 延 人 員	一回平均受診人員
平成24年度	19	86	4.5
25年度	18	106	5.8
26年度	22	121	5.5
27年度	22	181	8.2
28年度	21	138	6.6
29年度	22	156	7.1
30年度	22	199	9.0
令和元年度	22	177	8.0
2 年度	19	133	7.0
3 年度	22	136	6.2
4 年度	22	106	4.8
5 年度	22	145	6.6

イ ヘき地出張診療所への医師派遣

医師の常駐が得られない市町村設置の診療所において、最寄りの開業医による出張診療を実施している。昭和44年度から平成28年度までは県医師会への委託により実施し、平成29年度からは実施する市町村の支援を行っている。

第34表 ヘき地出張診療（令和5年度）

市 町 村 名	ヘ き 地 診 療 所	診療回数(回)	受診延人員(人)
都 城 市	夏 尾 診 療 所	45	78
	高 城 四 家 診 療 所	23	11
	西 岳 診 療 所	94	705
西 都 市	銀 鏡 診 療 所	97	631
	巡回診療所（尾八重）	24	47
小 林 市	内 山 ヘ き 地 診 療 所	12	55
西 米 良 村	小 川 ヘ き 地 出 張 診 療 所	12	68
木 城 町	中之又ヘき地出張診療所	24	115
計	8 診 療 所	331	1,710

第35表 ヘき地出張診療の年度別実施状況

年 度	診療回数(回)	受診延人員(人)	一回平均受診人員(人)
平成24年度	296	2,085	7.0
25年度	295	1,944	6.5
26年度	281	1,770	6.3
27年度	256	1,496	5.8
28年度	254	1,420	5.6
29年度	358	2,765	7.7
30年度	355	2,365	6.7
令和元年度	340	2,177	6.4
2年度	335	1,922	5.7
3年度	332	1,906	5.7
4年度	356	1,976	5.6
5年度	331	1,710	5.2

※ 平成29年度から西岳診療所、宮浦診療所を補助対象として追加

※ 令和2年度から木城町石河内ヘき地診療所を廃止

※ 令和4年度から国庫補助事業分も追加

ウ ヘき地医療健康診査

へき地住民の疾病予防の保持をはかるため、保健所による健康診査班の派遣及び保健師等による保健指導を昭和56年度から平成9年度まで実施していたが、平成10年度からは市町村が当該業務を実施している。

エ ヘき地診療所の整備

現在、県内には以下のへき地診療所及びへき地歯科診療所が整備されている。

第36表 ヘき地市町村にある診療所の概況

◎ 診療所

(令和6年4月1日現在)

No.	診療所名	所在地	備考
1	国民健康保険都城西岳診療所	都城市	非常勤
2	都城市夏尾診療所		非常勤
3	都城市高城四家診療所		非常勤
4	延岡市立島浦診療所	延岡市	常勤医(指定管理委託)
5	宮浦診療所	日南市	非常勤
6	串間市市木診療所	串間市	常勤医
7	小林市立須木診療所	小林市	常勤医(指定管理委託)
8	小林市立内山へき地診療所		非常勤(指定管理委託)
9	西都市巡回診療所(尾八重地区)	西都市	非常勤(指定管理委託)
10	西都市立銀鏡診療所		非常勤(指定管理委託)
11	東米良診療所(西都市)		常勤医(指定管理委託)
12	小川出張診療所(西米良村)	西米良村	非常勤
13	国民健康保険西米良診療所		常勤医
14	中之又へき地出張診療所	木城町	非常勤
15	美郷町国民健康保険北郷診療所	美郷町	非常勤
16	美郷町国民健康保険南郷診療所		常勤医
17	国民健康保険諸塚診療所	諸塚村	常勤医
18	北方医院	延岡市	常勤医
19	北浦診療所		常勤医

※ No.1~17 公的診療所 No.18,19 民間が開設した診療所

◎ 歯科診療所

(令和6年4月1日現在)

No.	診療所名	所在地	備考
1	美郷町北郷歯科診療所	美郷町	非常勤(指定管理委託)
2	美郷町南郷歯科診療所		常勤医(指定管理委託)
3	美郷町西郷歯科診療所		非常勤(指定管理委託)
4	国民健康保険西米良歯科診療所	西米良村	常勤医
5	小林市須木歯科診療所	小林市	常勤医(指定管理委託)
6	田原歯科診療所	高千穂町	常勤医

オ ヘき地診療所の運営費助成

へき地の医療機関は、本来、人口の少ない地域に採算を度外視して設置されているのが一般的であることから赤字経営となるものが多く、このため、病院・診療所をかかえる市町村は、財政的負担を余儀なくされているのが実情である。

県においては、へき地診療所の育成を図るため、昭和42年12月20日から、へき地診療所整備費国庫補助金の交付を受けて設置した診療所等(国民健康保険直営診療所を除く)の運営費について、補助金を交付している。

第37表 ヘき地診療所運営費補助金交付状況

年 区分	H24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5
診療所数	4	4	2	2	3	3	3	3	3	3	3	4
補助金 (千円)	12,248	15,184	12,627	13,017	14,490	14,531	15,245	15,286	17,817	17,909	18,487	24,602

カ 不採算地区病院運営費助成

県は、昭和49年度から市町村等の設置する病院で、離島、過疎等に所在する病院の運営費についても助成していたが、平成5年度から地方交付税により財源措置がなされている。

第38表 不採算地区病院に対する運営費助成状況

年度 区分	S60	62	63	H元	2	3	4
病院数	8	9	8	8	9	9	9
補助費 (千円)	43,557	52,167	43,894	34,728	43,096	61,020	57,076

キ 自治医科大学

自治医科大学は、へき地や離島に住んでいるために医療の恩恵に浴する機会が少ない住民の医療を確保するとともに、住民の健康の増進、福祉の充実を目的として全国の都道府県が共同して昭和47年に設立した医科大学である。本県では、令和6年3月までに103名が卒業している。

卒業生は、在学期間の1.5倍の期間(通常9年間)へき地等に勤務する義務があり、この義務年限中の卒業生の状況は次のとおりである。

◎自治医科大学卒業義務内医師の状況(令和6年4月1日現在)

・へき地病院・診療所勤務	14名
・専門研修(県立宮崎病院)	3名
・専門研修(宮崎大学)	1名
・臨床研修(県立宮崎病院)	4名
・県外	2名
合 計	24名

ク 県へき地医療支援機構の設置

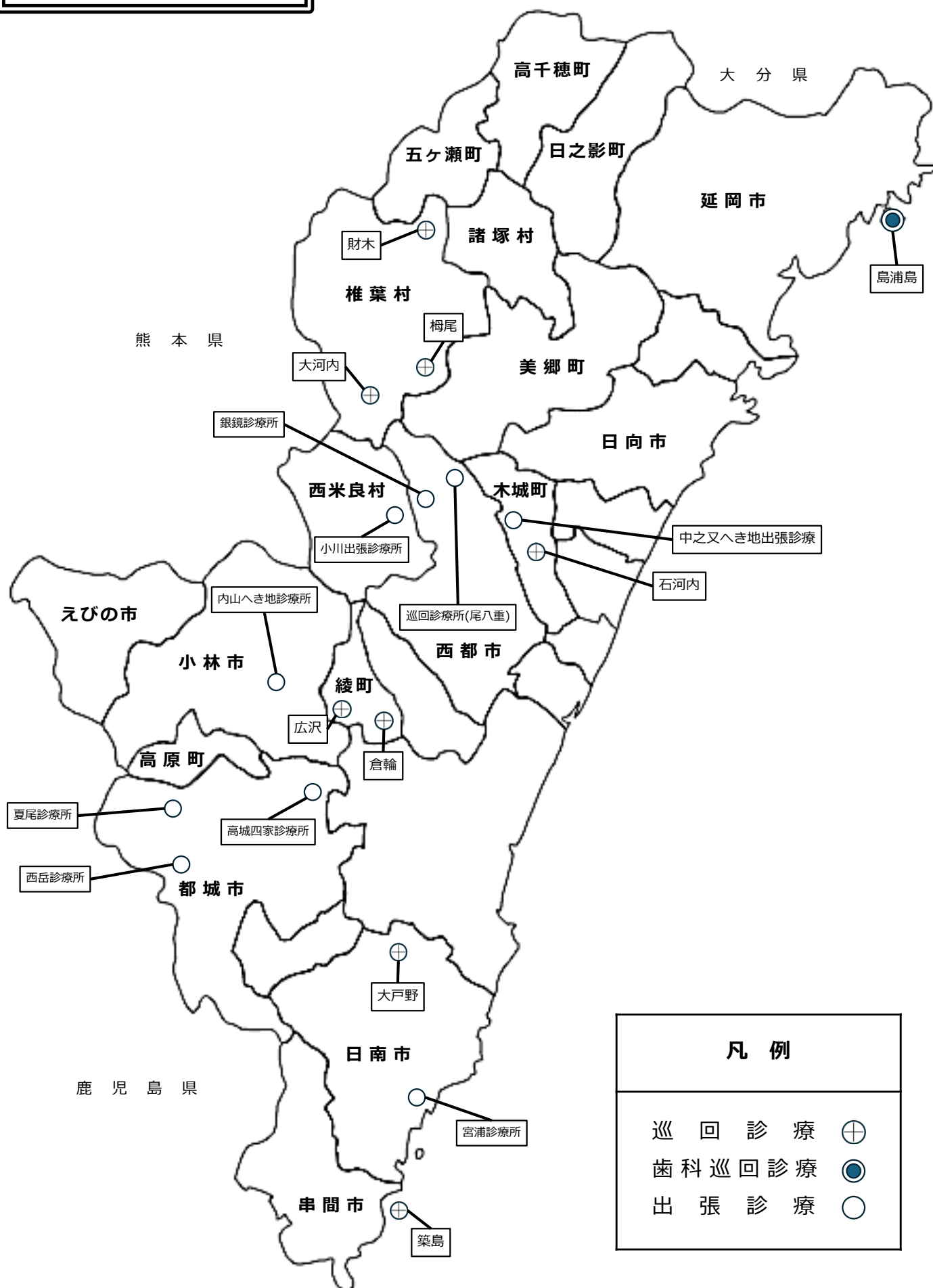
県は、平成15年4月に、本県におけるへき地医療対策の各種事業をより円滑かつ効率的に実施するため、県へき地医療支援機構(事務局：医療政策課内)を設置し、「へき地医療支援計画」の策定を行っている。

ケ へき地医療拠点病院運営事業

道路交通網の整備や市町村合併などへき地環境の変化を踏まえて、高度化・多様化する地域医療ニーズに対応するため、平成18年度から新たに「へき地医療拠点病院」を指定し、医師の代診医派遣など、病院間のネットワーク構築を促進し、へき地医療機能強化を図ることとしている。

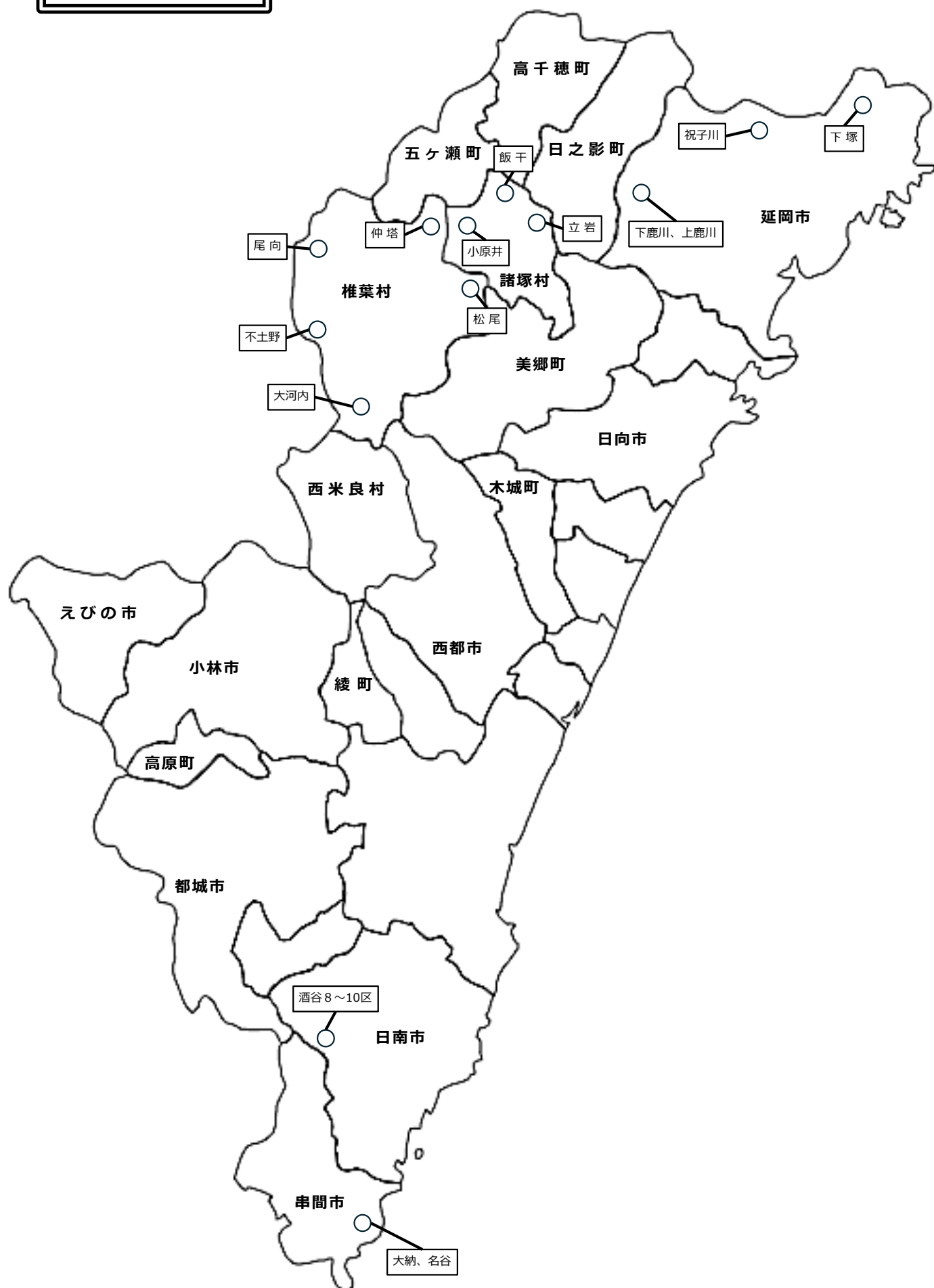
巡回診療等実施地域図

(令和6年4月現在)



無 医 地 区

(令和4年10月末現在)



無 歯 科 医 地 区

(令和4年10月末現在)

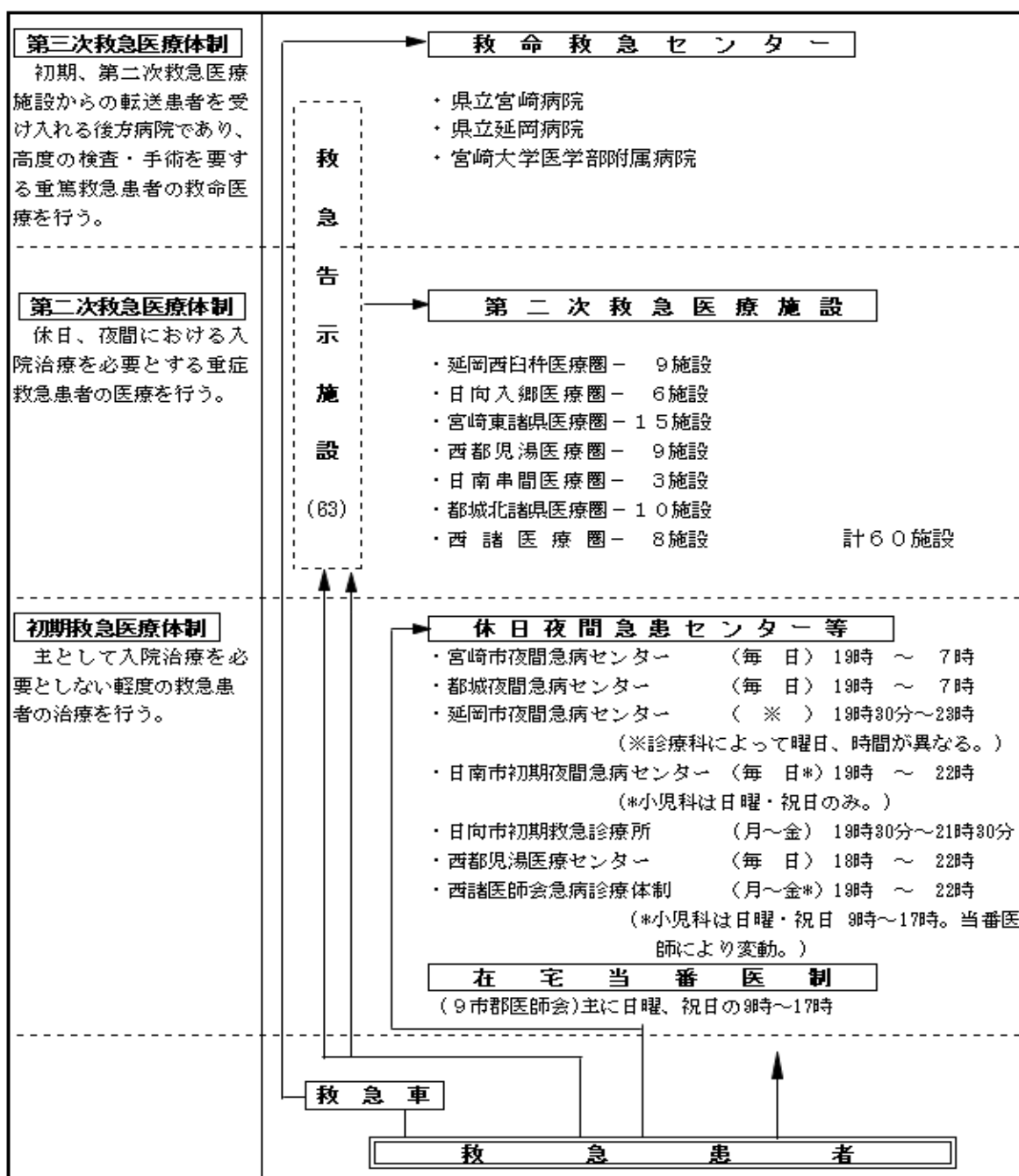


3 救急医療

近年、少子高齢化など社会生活環境の変化等により、小児救急医療体制の充実やメディカルコントロール体制の整備など、救急医療に対する需要は増大するとともに、多様化、高度化しており、とりわけ、休日・夜間を含めた24時間対応の救急医療体制の充実が強く望まれていることから、県では、昭和52年度から初期から第三次までの救急医療体制の整備充実を図っている。また、平成24年度から宮崎大学医学部附属病院に救命救急センターを設置、併せて当該病院を基地病院として、ドクターヘリを導入し、県全体の更なる救急医療体制の充実・強化を図っている。

宮崎県の救急医療体制

(令和7年1月1日時点)



(1) 初期救急医療体制

ア 休日夜間急患センター

休日夜間に発生した軽症急病患者の医療を確保する。

第39表 休日夜間急患センター等の設置状況

(令和7年1月)

名 称	診療科目	診 療 日	診療時間	電話番号
宮崎市夜間急病センター	内科・外科	毎 夜	19時～翌7時	0985-77-9115
	小 児 科	毎 夜		0985-29-0119
都城夜間急病センター	内科・外科 小 児 科	毎 夜	19時～翌7時	0986-36-8890
延岡市夜間急病センター	内 科	毎 夜	19時30分～23時 * 水～土曜の内科・金曜の外科は翌日7時まで * 土曜の内科・外科は14時～18時も対応 * 土曜の外科は谷村病院、日曜の外科は黒木病院対応	0982-21-9999
	小 児 科	毎 夜		
	外 科	月～金、日の夜		
日南市初期夜間急病センター	内 科	毎 夜	19時～22時	0987-23-9999
	小 児 科	日曜・祝日の夜		
日向市初期救急診療所	内科・外科	月 ～ 金 の 夜	19時30分～21時30分	0982-50-1000
西都児湯医療センター	内科・外科	毎 夜	18時～22時	0983-42-1113
西諸医師会急病診療体制	内 科	月 ～ 金 の 夜	19時～22時	0984-23-8212
	小 児 科	日 曜 ・ 祝 日	9時～16時 * 当番医師により変動	

イ 在宅当番医制

休日等に発生した急病患者の医療を確保するため、市郡医師会の自主的な協力による当番医制度が実施されている。

第40表 休日在宅当番医の実施状況

(令和6年4月)

市郡医師会名	医療機関数	1日当たり実施施設数※
宮 崎 市 郡	297	14
都城市北諸県郡	119	6
延 岡 市	54	4
日向市東臼杵郡	43	3
児 湯	34	5
西都市西児湯	16	1
南 那 珂	43	3
西 諸	45	3
西 臼 杵 郡	3	3

※平均的な実施施設数であり、日によって変動する

(2) 第二次救急医療体制

休日又は夜間における入院治療を必要とする重症救急患者及び初期救急医療施設からの転送患者の医療を確保するため、医療圏を単位として病院群輪番制方式、共同利用型病院方式による第二次救急医療体制の整備を図っている。

ア 病院群輪番制方式

- 延岡西臼杵圏域(昭和 52 年 10 月開始) 県立延岡病院
- 都城北諸県圏域(昭和 55 年 10 月開始) 国立病院機構都城医療センター
都城市郡医師会病院
- 日南・串間圏域(昭和 52 年 10 月開始) 県立日南病院
- 西諸圏域(昭和 63 年 4 月開始) 小林市立病院
- 日向入郷圏域(平成 7 年 4 月開始) 千代田病院

イ 共同利用型病院方式

- 宮崎東諸県圏域(昭和 59 年 4 月開始) 宮崎市郡医師会病院
(注) 昭和 52 年 10 月から 59 年 3 月まで病院群輪番制方式により実施
- 西都児湯圏域(昭和 55 年 12 月開始) 西都児湯医療センター

(3) 第三次救急医療体制

① 救命救急センター

初期救急医療施設及び第二次救急医療施設の後方病院として、心筋梗塞、脳血管疾患、頭部損傷等の重篤な救急患者の救命医療を確保するため、高度な診療機能を有した救命救急センターを昭和 59 年度から県立宮崎病院(病床 38 床)に、平成 10 年度から県立延岡病院(病床 31 床)、平成 24 年度から宮崎大学医学部附属病院(病床 20 床)にそれぞれ設置している。

② ドクターヘリ

平成 24 年 4 月に宮崎大学医学部附属病院を基地病院として、ドクターヘリが導入され、医師、看護師による早期治療が必要な救急現場への迅速な出動が可能となり、救命率の向上や後遺障害の軽減が図られている。

(4) 救急告示施設

救急病院(診療所)は、昭和 39 年の「救急病院等を定める省令」により、消防法の規定する救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関で、次の基準に該当する病院(診療所)である。

当該医療施設の開設者から知事に対し、救急業務に関し協力する旨の申出があり、知事が救急病院(診療所)として認定し、その旨を告示したものであり、令和 7 年 1 月現在、63 施設を告示している。

○救急告示施設の基準(救急病院等を定める省令第 1 条第 1 項)

- (ア) 救急医療について相当の知識及び経験を有する医師が常時診療に従事していること。
- (イ) エックス線装置、心電計、輸血及び輸液のための設備その他救急医療を行うために必要な施設及び設備を有すること。

- (ウ) 救急隊による傷病者の搬送に容易な場所に所在し、かつ、傷病者の搬入に適した構造設備を有すること。
- (エ) 救急医療を要する傷病者のための専用病床又は当該傷病者のために優先的に使用される病床を有すること。

第41表 救急告示施設の開設者内訳

(令和7年1月現在)

区 分	国	県	市町村	済生会	公益・ 一般法人	医療法人	個人	組合	総計
病 院	5	3	10	1	5	28	1	4	57
診 療 所			2			4			6
計	5	3	12	1	5	32	1	4	63

(5) 救急医療に従事する医師等研修

救急医療施設医師等研修委託事業

救急医療の技術向上のために、救急医療を担当する医師等の救急医療に関する学識と技術の向上を図る研修会を県医師会に委託し、昭和46年度から実施している。

(6) 休日在宅医情報伝達

休日における急病者の診療を容易にするため、厚生労働省が運営する「医療情報ネット（ナビイ）」で休日在宅当番医情報を提供している。

また、各医師会において、新聞紙上での休日在宅当番医情報の掲載やテレホンサービス等を行い、地域住民への周知に努めている。

(7) 子ども救急医療電話相談事業

小児救急患者の保護者等の不安を軽減し、小児救急医療機関への不要不急の受診を抑制するため、午後7時から翌朝8時まで、看護師(必要に応じて小児科医)が電話相談に対応する子ども救急医療電話相談事業を平成17年11月から実施している。

- H17.11月～H22.3月 土日・祝日・年末年始の午後7時から午後11時まで対応
- H22.4月～H27.12月 毎日午後7時から午後11時までの対応に変更
- H28.1月～ 毎日午後7時から翌午前8時までの対応に変更

(8) 医療従事者確保のための救急医療利用適正化推進事業

救急医療の適正受診を促進するため、救急医療の適正利用に係る啓発や地域団体に対する支援を行っている市町村への補助や、保護者等を対象とした小児救急医療の基礎知識や受診のあり方に関する講座の開催や子ども救急医療電話相談事業の啓発等を県医師会へ委託する事業を、令和3年度から実施している。

4 災害医療

(1) 災害拠点病院

災害時における救急患者の受入れや地域の医療機関への支援等を行う病院として、平成9年3月に10病院を指定し、平成15年2月に宮崎大学医学部附属病院を、平成30年2月に宮崎善仁会病院を、令和6年8月に延岡共立病院を災害拠点病院として指定した。災害拠点病院には、「基幹災害拠点病院」と「地域災害拠点病院」がある。

① 地域災害拠点病院

相当数の病床を有し、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うために高度の診療機能を有するとともに、地域の医療機関への応急用資器材の貸出し、自己完結型の医療救護チームの派遣機能等に対応できる医療機関。

各二次医療圏内の病院、診療所の後方病院としての機能を持っており、平時においては、トリアージ等の訓練・研修により要員の育成・強化を図り、総合的な整備充実を進めている。

注) トリアージとは、災害発生時等に多数の傷病者が発生した場合、傷病者の緊急度を重傷度に応じて治療優先順位を決定すること。

② 基幹災害拠点病院

地域災害拠点病院の機能を強化し、さらに要員の訓練・研修機能を有した「基幹災害拠点病院」として県立宮崎病院及び宮崎大学医学部附属病院を指定している。当基幹災害拠点病院は、県全体の災害拠点病院の中核となる施設である。

第42表 災害拠点病院一覧

(令和7年1月現在)

種 別	二次医療圏名	医療機関名
基幹災害拠点病院	全 医 療 圏	県立宮崎病院
		宮崎大学医学部附属病院
地域災害拠点病院	延岡西臼杵	県立延岡病院
		延岡共立病院
	日 向 入 郷	宮崎県済生会日向病院
		千代田病院
		和田病院
	西 都 児 湯	西都児湯医療センター
	宮 崎 東 諸 県	宮崎市郡医師会病院
		宮崎善仁会病院
	日 南 串 間	県立日南病院
	都 城 北 諸 県	都城市郡医師会病院
	西 諸	小林市立病院

(2) DMAT、医療救護班及び災害医療コーディネーターによる医療救護活動

宮崎県地域防災計画に基づき、災害拠点病院による医療救護活動の外、状況に応じてDMAT 及び医療救護班を現地に派遣して、医療救護活動を行う体制を整備している。

① DMAT による医療救護活動

〔1〕 DMAT の編成

厚生労働省が認めた専門的な研修等を受講している医療従事者が所属し、DMAT の派遣等の協力を申し出た DMAT 指定医療機関が編成する。

〔2〕 DMAT の構成

医師 1 名、看護師 2 名及び業務調整員 1 名の 4 名を標準とする。

〔3〕 DMAT による活動

県は、統括 DMAT と連携し、各 DMAT への派遣要請及び参集場所の設定等を行い、各 DMAT は、活動拠点本部等における統括 DMAT 等の指揮命令に基づき活動を行う。その活動内容は、以下のとおり。

ア 災害現場での医療情報の収集と伝達

イ 災害現場でのトリアージ、救命処置、搬送支援

ウ 被災地内の病院における診療支援

エ 広域搬送拠点におけるトリアージ、救命処置、搬送支援

オ その他災害現場における救命活動に必要な措置

② 医療救護班による医療救護活動

〔1〕 医療救護班の編成(第 43 表)

機 関 名	名 称	備 考
県 立 病 院	県立病院救護班	
日本赤十字社	日本赤十字社宮崎県支部常備救護班	
医 師 会	JMAT(日本医師会災害医療チーム)	民間医療機関等で編成
歯 科 医 師 会	歯科医療救護班	民間医療機関等で編成
国 立 病 院 等	協力医療救護班	国立病院等で編成
市 町 村	市町村医療救護班	市町村立医療機関で編成
保 健 所	保健所医療救護班	

〔2〕 医療救護班の構成

医師又は歯科医師が 1 名、保健師、助産師、看護師(准看護師を含む)又は歯科衛生士が 3 名、事務担当者 1 名を基本とする。

〔3〕 医療救護班による活動

避難所その他適当な地点に応急救護所を設けるとともに、次に掲げる施設を利用して臨時救護所を設ける。また、必要に応じて巡回相談、訪問チームを編成し巡回救護を行う。

ア 災害救助法適用市町村の区域内の病院及び診療所

イ アの区域に隣接する市町村の区域内の病院及び診療所

③ 宮崎県災害医療コーディネーターによる活動

宮崎県災害医療コーディネーターは、災害時に県、保健所及び市町村が保健医療活動の総合調整等を適切かつ円滑に行えるよう、県保健医療福祉調整本部、保健所及び市町村における保健医療活動の調整等を担う本部において、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う。

(3) 搬送体制

傷病者の搬送、医療救護スタッフの搬送、医薬品等の医療物資の輸送について、それぞれ消防機関、医療機関、医療物資の供給元による搬送を行うこととしている。

(4) 医薬品等の備蓄体制

災害時に必要な医薬品等 3,000 人分を、県北(延岡)、県央(宮崎)、県南(都城)の 3 地区に備蓄している。

(5) 県災害医療コーディネート研修の開催

大規模災害時における医療提供体制を確保するため、災害医療に従事する関係者の知識の習得・向上と、各災害医療関係機関の連携強化を図る必要があるため、平成 15 年度より宮崎大学医学部において、各災害拠点病院等の医師等関係者が参加した研修会を開催している。

(6) 県災害医療活動マニュアルの策定

地震等の大規模災害が発生した際に、県と市町村、医師会、県内 13 か所の災害拠点病院等、関係機関による迅速かつ適切な対応がなされるよう、事前に災害発生時における連絡体制、役割分担、活動手順等について規定した「県災害医療活動マニュアル」を平成 17 年度に策定し、各病院におけるマニュアル整備、改訂の促進を働きかけている。また、令和 6 年 6 月に改訂し、今後とも必要に応じ、適宜見直しを行う。

(7) 災害時等関連協定の締結

災害医療に関する協定として、県と各関係団体との間で以下のとおり協定を締結している。

協 定 名	協定の相手	締結日
災害時における医療救護に関する協定	公益社団法人宮崎県医師会	H19. 3. 28
災害時における医薬品等の供給等の協力に関する協定	宮崎県医薬品卸業協会	H21. 3. 16
宮崎DMATの派遣に関する協定	宮崎大学医学部附属病院 (他12医療機関)	H24. 1. 10
宮崎県災害・感染症支援ナースの派遣に関する協定	宮崎大学医学部附属病院 (他28医療機関等)	R6. 4. 1
災害時における医療救護活動に関する協定	一般社団法人宮崎県薬剤師会	H25. 11. 1
災害時における医療機器等の供給に関する協定	宮崎県医療機器協会	H25. 11. 1
災害時における医療ガス等の供給に関する協定	一般社団法人日本産業・医療ガス 協会九州地域本部	H25. 11. 1
災害時における歯科医療救護に関する協定	一般社団法人宮崎県歯科医師会	H25. 12. 17

※協定の相手が複数ある場合の「締結日」は、一番初めに当該協定を締結した相手方との締結日を記載している。

(8) 航空搬送拠点臨時医療施設(ステージングケアユニット : SCU)

航空機での搬送に際して、患者の症状の安定化を図り、搬送を実施するための救護所として、被災地内外を問わず航空搬送拠点に設置される。

平成 27 年度に県内 3 か所にて資機材の整備を行い、平成 29 年度に宮崎空港に追加整備を行った。

地 域	施 設 名	所 在 地	備 考
県 央	航空自衛隊新田原基地	児湯郡新富町大字新田19581	広域・地域
県 央	宮崎空港	宮崎大字赤江飛江田	広域・地域
県 北	九州医療科学大学	延岡市吉野町1714-1	地域
県 南	日南総合運動公園	日南市大字殿所2200	地域

5 医療関係者の確保対策

(1) 医師確保対策

ア 推進体制

地域医療を担う医師の養成・確保と資質向上を図るため、宮崎大学、県医師会、医療機関、市町村等と密接に連携し、オール宮崎の体制で、医師のキャリア形成及び医師が不足する医療機関の医師確保を支援する。

(ア) 宮崎県地域医療対策協議会(医療法第30条の23)

本県では、医療現場を支える医師の養成・確保に加え、地域間・診療科間の偏在が課題となっている。

そのため、平成16年度から、県、宮崎大学、県医師会等で構成される「宮崎県地域医療対策協議会」を開催し、医師の確保に関する全般的事項について協議を行い、必要な施策を定め、推進している。

(イ) 宮崎県地域医療支援機構(医療法第30条の25・地域医療支援センター)

地域医療対策協議会が定めた施策を具体的を実施するため、県、市町村、宮崎大学、県医師会で構成する「宮崎県地域医療支援機構」を平成23年度に設置し、医師のキャリア形成と一体的に医療機関の医師確保を支援する事業等に取り組んでいる。

なお、平成29年度には、宮崎大学医学部内に同機構の分室を設置し、医学生に対する支援の充実にも取り組んでいる。

(a) キャリア形成プログラムの策定

医療法改正を受け、医師不足地域における医師の確保、当該地域派遣医師の能力開発・向上の機会の確保の両立を図るため、地域医療対策協議会の承認を受け、令和元年11月に宮崎県キャリア形成プログラムを策定。

(b) 医師のキャリア形成支援

県内の公的医療機関又は中核的医療機関に勤務する医師を対象として、専門医等の資格取得に要する経費を助成するとともに、地域医療に関する研修会や臨床研修医向けのセミナー、指導医向けの講習会等を開催。

(c) 医学生等への支援

機構分室による地域枠等医学生との定期的な面談の実施や、キャリア形成プログラムに関するセミナー等の開催により、医学生へのきめ細やかな支援を行うとともに、地域枠等医学生に対して地域医療に関する意識の涵養を図るため、令和4年度に宮崎県キャリア形成卒前支援プランを策定。

医師を目指す子どもたちを増やすため、高校生等を対象としたフォーラムを開催。

(d) 情報発信

県内外の医学生に本県の臨床研修及び専門研修をPRするため、病院説明会を実施。また、機構の取組を広く伝えるため、ウェブサイトやFacebookを通じ、情報発信するとともに、本県の地域医療への関心を高めるため、高校生・医学生等向けの広報誌を作成。

(ウ) 宮崎県医師確保対策推進協議会

平成19年度に県及び自治体病院等を有する市町村で構成する「宮崎県医師確保対策推進協議会」を設立し、従来、個別に行っていた医師招へい活動を協同して実

施するとともに、(イ)の宮崎県地域医療支援機構と連携して、情報発信、学会へのブース出展、病院見学支援等を実施。

(I) 宮崎県臨床研修・専門研修運営協議会

平成 16 年度に県医師会を事務局として、県、宮崎大学及び臨床研修病院等で構成される「宮崎県臨床研修運営協議会」が設置され、(イ)の宮崎県地域医療支援機構と連携して、県内の研修体制の整備及び充実に取り組むとともに、平成 29 年度からは、「宮崎県臨床研修・専門研修運営協議会」に改組し、臨床研修修了後の若手医師の養成・県内定着にも取り組んでいる。

イ 施策

若手医師の養成・確保に重点的に取り組み、併せて地域間の偏在解消、特定診療科の医師不足解消を図るとともに、県内定着を促進するため、女性医師の就労環境整備や医師の勤務負担軽減等に取り組む。

(7) 若手医師の養成

将来、本県の地域医療を担う若手医師の養成を図るため、医学部入学を目指す高校生、医学生、臨床研修医、専攻医といった医師養成課程ごとに、関係機関が連携して、支援を行う。

(a) 宮崎大学医学部における地域枠A、地域枠B及び地域枠C推薦入試

医師の高齢化・地域間の偏在が進む中、本県の地域医療を担う人材の養成・確保を図るため、宮崎大学医学部に地域枠(定員 10 名、H18 年度入試(H17 年度実施)～)及び、医師修学資金の貸与を条件とする地域特別枠(定員 15 名、H21 年度入試(H20 年度実施)～)を設置。

令和 4 年度より、県内定着が期待できる医師をさらに養成するため、地域枠A、地域枠B及び地域枠Cへと拡充。

・地域枠A 定員 10 名

県内の高校生を対象とした推薦入試枠

・地域枠B 定員 15 名

県内の高校生及び高校を卒業した者(既卒 2 年目まで)を対象とした推薦入試枠

・地域枠C 定員 15 名

県内外の高校生及び高校を卒業した者(既卒 2 年目まで)を対象とした推薦入試枠

なお、地域枠A、地域枠B及び地域枠Cの入学者全員に対して医師修学資金を貸与することとしている。

(b) 医師修学資金貸与事業

将来県内の医療機関に従事しようとする医学生に対し、平成 18 年度から月額 100 千円(入学時 282 千円を加算)の修学資金を貸与。貸与を受けた医学生は、臨床研修修了後、一定期間、県内の指定された医療機関に勤務することで、修学資金の返還が免除される。

なお、令和 5 年度の新規貸与者から、返還免除に係る要件をキャリア形成プログラムを満了することへと見直した。

(イ) 地域的な偏在の解消

(a) 無料職業紹介事業(医療法第 30 条の 25 第 2 項及び第 3 項)

平成 22 年から、県において無料職業紹介所事業を開始し、県内外の求職医師に対して、ドクターバンク等を活用し、宮崎県医師確保対策推進協議会の会員である自治体病院へのあっせんを行っている。

(b) 宮崎大学医学部地域医療・総合診療医学講座(寄附講座)

平成 22 年 4 月に宮崎大学医学部に寄附講座(地域医療・総合診療医学講座)を設置し、医学生段階から地域医療の意義や重要性に対する認識を深めるため、地域医療に関する講義やへき地医療機関等での実習を実施するとともに、総合診療科専門研修プログラムによる総合診療医の養成を通じ、地域医療を担う医師を養成・確保する。

(ウ) 特定診療科の医師不足の解消

(a) 専門医育成事業

県内で専門研修を行う小児科(H20～)、産科(H30～)、総合診療科(R 元～)の専攻医に対し、月額 100 千円の研修資金を貸与(最長 3 年間)し、県内への定着を促進。貸与を受けた専攻医は、専門研修修了後、貸与期間に相当する期間、指定された医療機関に勤務することで、研修資金の返還が免除される。

また、小児科については、専門研修の充実を図るため、県内の小児医療機関共同での症例発表会を開催。

(b) 産科医等確保支援事業

平成 21 年から、地域でお産を支える産科医等の処遇改善を図るため、分娩手当の支給に対する補助を行い、減少している分娩施設及び産科医等の維持・確保を図っている。

また、令和 4 年度より中高生や医学生を対象とした産科医の魅力を発信する取組を支援している。

(イ) 女性医師の就労環境整備及び医師の勤務負担軽減

(a) 女性医師等の就労支援に関する事業

女性医師等が安心して就労することのできる環境の整備を図るため、ワークライフ・バランスの意識の醸成を図るセミナーの開催や、相談窓口の設置、復職・キャリアアップへの支援、院内保育所の運営支援などを県医師会と連携して実施している。

(b) 宮崎県医療勤務環境改善支援センター

平成 27 年度に、医療従事者の離職防止や定着促進等を図るため、「宮崎県医療勤務環境改善支援センター」を設立し、社会保険労務士と医業経営コンサルタント等が連携して専門的な助言・支援を行い、勤務環境改善に向けた各医療機関の取組を促進している。

(c) 勤務環境改善体制整備事業

令和 3 年度より、医師の時間外労働規制に対応するため、救急医療など地域医療に特別な役割があり、かつ勤務医の負担軽減等に取り組む医療機関に対し、体制整備等に要する費用を補助している。

(2) 薬剤師確保対策

少子高齢化のさらなる進行や、今後人口減少地域が増大することが予測される中で、人口構造の変化や地域の実情に応じた医薬品提供体制の確保が求められている。薬剤師の従事先には、地域偏在や業態偏在があり、特に病院薬剤師の確保が喫緊の課題であることから、本県においても令和6年度に薬剤師確保計画を策定し、県内で必要な薬剤師の確保に取り組んでいる。

(7) 宮崎県薬剤師確保対策協議会

令和5年度から、県薬剤師会、病院薬剤師会、薬系大学、行政機関から構成される宮崎県薬剤師確保対策協議会を立ち上げ、地域偏在も含めた薬剤師不足等の状況把握とともに、宮崎県内で就業する薬剤師や県内の薬系大学に進学する薬学生を確保するための協議を行っている。

(4) 宮崎県病院薬剤師奨学金返還支援事業

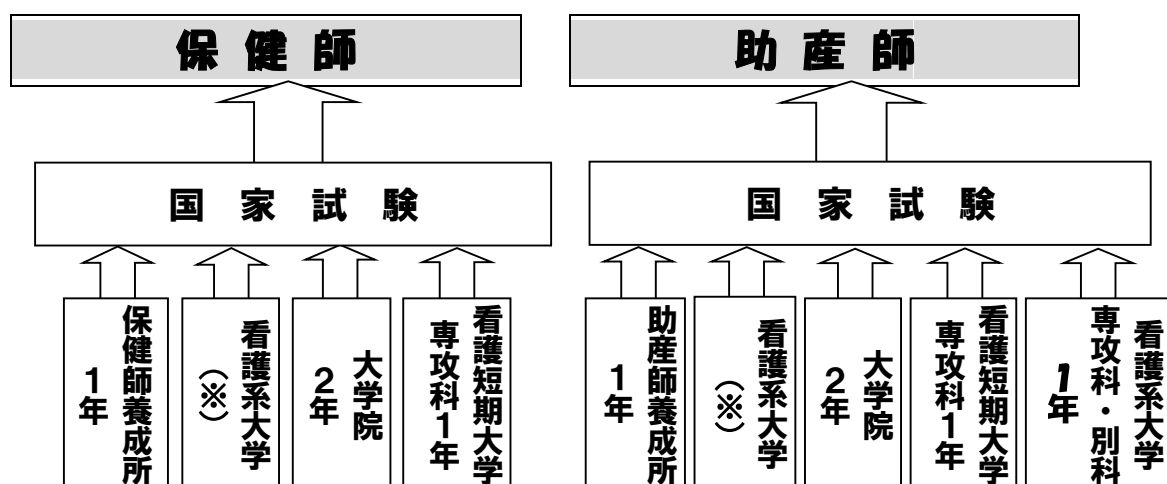
新たに宮崎県内の対象病院に就職する薬剤師に対し、一定期間（県から支援を受けることとした期間の1.5倍の期間）就業した場合に奨学金返還を支援。（最大年額40万円、最長9年間）

(3) 看護師等確保対策

住民の健康保持・増進を図る上において看護師等の確保と質の向上は極めて重要である。

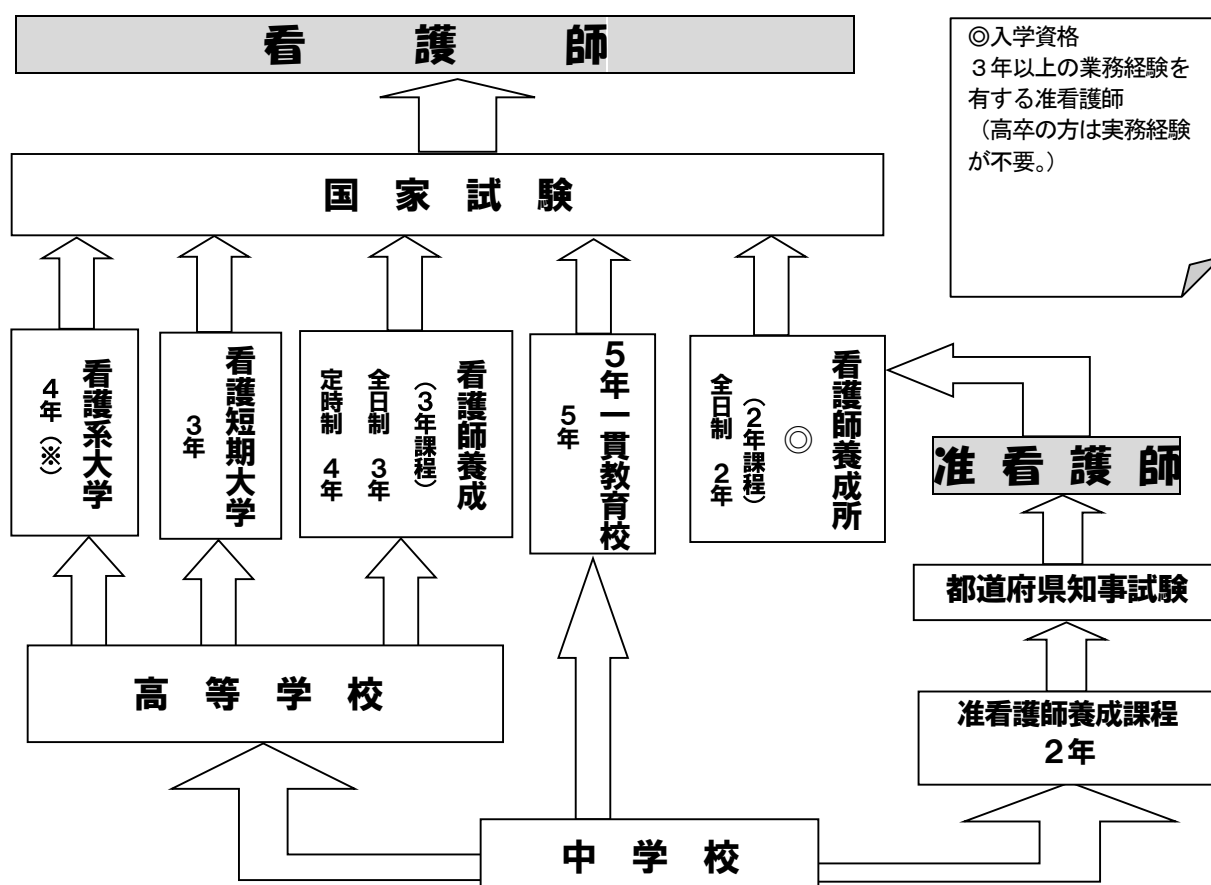
看護師等の確保対策については、第1には看護師等の養成、並びに現任教育、第2には現在業務に従事している者の離職防止、第3には未就業看護師等の職場復帰を促進することであり、そのための施策を講じている。

ア 教育制度



●保健師・助産師の免許取得には看護師国家試験の合格が必要です。

(※) 保健師・助産師の教育プログラムがある大学では看護師に加えて保健師・助産師の国家試験受験資格を得ることができます。



イ 看護師等の養成

本県の看護師等の養成状況は下記のとおりである。

第44表 看護師等学校養成所の定員と現員

(令和6年4月現在)

種別	区分	施設数	1年		2年		3年		4年		5年		計	
			定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員
保健師	大学院	1	6	5	6	8							12	13
助産師	大学院	1	5	5	5	5							10	10
	大学別科	1	15	15									15	15
4年制大学		2	160	163	160	166	160	158	160	167			640	654
看護師	3年課程	8	380	282	340	270	340	280					1,060	832
	2年 定時制	3	90	65	130	107	130	110					350	282
	5年一貫教育	5	280	169	280	178	280	199	280	179	280	189	1,400	914
	小計	16	750	516	750	555	750	589	280	179	280	189	2,810	2,028
准看護師		4	97	75	197	109							294	184
計		25	1,033	779	1,118	843	910	747	440	346	280	189	3,781	2,904

※ 大学院、4年制大学及び5年一貫校については令和6年5月1日現在の人数

第45表 令和6年度看護師等入学状況

(令和6年4月)

種別	区分	施設数	1学年 定員	受験者数	合格者数	入学者数	競争率	充足率
							受験者 入学者	入学者 定員
保健師	大学院	1	6	8	5	5	1.6	83.3%
助産師	大学院	1	5	7	5	5	1.4	100.0%
	大学別科	1	15	27	15	15	1.8	100.0%
4年制大学		2	160	333	178	163	2.0	101.9%
看護師	3年課程	8	380	393	360	277	1.4	72.9%
	2年 定時制	3	90	65	64	64	1.0	71.1%
	5年一貫教育	5	280	225	192	169	1.3	60.4%
准看護師		4	97	79	77	71	1.1	73.2%

第46表 看護師、准看護師就業状況及び養成状況（九州各県）

区分 種別	就業者の状況（令和4年末）				養成の状況（令和6年4月）		
	就業者数 看護師 准看護師	人口 10万対	看准の割合		看准の1学年 定員	養成定員の割合	
			看	准		看	准
全 国	1,566,016	1,253.3	83.8	16.2	72,734	89.8	10.2
宮 崎	20,406	1,939.7	74.0	26.0	1,007	90.4	9.6
福 岡	79,129	1,546.7	82.3	17.7	4,226	83.0	17.0
佐 賀	15,767	1,968.4	74.6	25.4	940	71.3	28.7
長 崎	24,728	1,927.4	76.0	24.0	720	83.3	16.7
熊 本	33,257	1,935.8	73.9	26.1	1,406	78.2	21.8
大 分	20,451	1,847.4	76.8	23.2	774	69.8	30.2
鹿 児 島	30,758	1,967.9	76.5	23.5	1,452	90.6	9.4
沖 縄	20,791	1,416.3	85.1	14.9	700	100.0	0.0

次に、准看護師養成所における高校以上の卒業生の入学の状況をみると、令和5年度では全国平均80.0%、本県においては91.5%である。

第47表 准看護師養成所における高校以上の卒業生の入学状況（高校衛生看護科を除く）
（令和6年4月）

	入学者数	高校以上の卒業生の内訳				高卒以上の割合 （%）
		大学卒	短大卒	高校卒	計	
全 国	4,207	344	220	2,802	3,366	80.0%
宮 崎	71	3	2	60	65	91.5%
福 岡	391	37	18	290	345	88.2%
佐 賀	188	8	7	165	180	95.7%
長 崎	96	0	0	34	34	35.4%
熊 本	162	11	2	131	144	88.9%
大 分	131	1	9	91	101	77.1%
鹿 児 島	39	1	2	22	25	64.1%
沖 縄	0	0	0	0	0	0.0%

第48表 令和5年度看護師等卒業者の就業状況

(令和6年3月卒業)

(令和6年3月卒業)														
種 別	養 成 所 (学校) 名	卒業 者数	県 内				県 外				進学	看護 業務 以外	その他	
			病院	診療所	その他	計	病院	診療所	その他	計				
助産師	宮崎大学大学院看護学研究科 看護学専攻	5	4	0	0	4	1	0	0	1	0	0	0	
	宮崎県立看護大学別科 助産専攻	15	13	0	0	13	2	0	0	2	0	0	0	
	小計	20	17	0	0	17	3	0	0	3	0	0	0	
4 年 制 大 学	宮崎県立看護大学	98	30	0	2	32	43	0	0	43	17	2	4	
	宮崎医科大学 看護学科	60	23	0	3	26	23	0	2	25	6	0	3	
	小計	158	53	0	5	58	66	0	2	68	23	2	7	
看護 師	3 年 課 程 (全 日 制)	独立行政法人国立病院機構 都城医療センター附属看護学校	36	10	0	0	10	23	0	0	23	2	0	1
		藤元メディカルシステム 付属医療専門学校	36	23	0	1	24	11	0	0	11	1	0	0
		日南看護専門学校	28	12	0	0	12	12	0	0	12	0	0	4
		宮崎医療福祉専門学校	42	25	0	0	25	10	0	0	10	1	3	3
		九州保健福祉大学 総合医療専門学校	50	31	0	0	31	16	0	0	16	3	0	0
		小林看護医療専門学校	38	32	0	0	32	6	0	0	6	0	0	0
		フィオーレKOGA看護専門学校	39	29	0	0	29	8	0	0	8	0	1	1
		延岡看護専門学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小計	269	162	0	1	163	86	0	0	86	7	4	9
	2 年 課 程 (定 時 制)	宮崎看護専門学校(校 課程)	45	26	3	1	30	7	0	0	7	0	0	8
		都城看護専門学校(校 課程)	17	11	3	0	14	1	0	0	1	0	0	2
		延岡看護専門学校(校 課程)	42	21	2	2	25	2	0	0	2	0	0	15
		小計	104	58	8	3	69	10	0	0	10	0	0	25
	5 年 一 貫	日南学園高等学校田野分校	34	8	0	0	8	18	0	0	18	0	0	8
		鵬翔高等学校	62	16	0	0	16	45	0	0	45	1	0	0
		日南学園高等学校	20	2	0	0	2	18	0	0	18	0	0	0
		聖心ウルスラ学園高等学校	28	21	0	0	21	6	0	0	6	0	0	1
		都城東高等学校	13	5	0	0	5	4	0	0	4	0	4	0
		小計	157	52	0	0	52	91	0	0	91	1	4	9
	計		530	272	8	4	284	187	0	0	187	8	8	43
准 看護 師	宮崎看護専門学校(校 課程)	44	16	4	4	24	2	0	0	2	12	0	6	
	都城看護専門学校(校 課程)	26	12	5	1	18	0	0	0	0	2	0	6	
	児湯准看護学校	11	0	4	2	6	0	1	1	2	3	0	0	
	日向看護高等専修学校	28	11	5	3	19	1	0	0	1	5	1	2	
	小計	109	39	18	10	67	3	1	1	5	22	1	14	
総計		817	381	26	19	426	259	1	3	263	53	11	64	

第49表 年度別保健師・助産師卒業者就業状況

年度	項目	卒業者 総数	県内就業		県外就業		その他
			保健師	助産師	保健師	助産師	
H26	数	26	5	9	5	7	
	%	100	19.2	34.6	19.2	26.9	
27	数	23	7	5	6	5	
	%	100	30.4	21.7	26.1	21.7	
28	数	27	8	4	7	8	
	%	100	29.6	14.8	25.9	29.6	
29	数	36	6	15	5	9	県内看1
	%	100	16.7	41.7	13.9	25.0	2.8
30	数	43	11	16	5	11	
	%	100	25.6	37.2	11.6	25.6	
R1	数	34	7	11	4	11	1
	%	100	20.6	32.4	11.8	32.4	2.9
2	数	33	11	13	6	1	2
	%	100	33.3	39.4	18.2	3.0	6.1
3	数	42	13	19	5	2	3 (県内看1)
	%	100	31.0	45.2	11.9	4.8	7.1
4	数	36	10	13	6	6	県内看1
	%	100	27.8	36.1	16.7	16.7	2.8
5	数	25	3	17	2	3	
	%	100	12.0	68.0	8.0	12.0	

※ 積み上げが100%にならない場合あり

第50表 年度別看護師卒業者就業・進学状況

項目 年度		卒 業 者 総 数	県 内 就 業	県 外 就 業	進 学	そ の 他
H26	数	707	282	381	23	21
	%	100	39.9	53.9	3.3	3.0
27	数	755	317	389	23	26
	%	100	42.0	51.5	3.0	3.4
28	数	695	306	337	23	29
	%	100	44.0	48.5	3.3	4.2
29	数	807	405	357	22	23
	%	100	50.2	44.2	2.7	2.9
30	数	741	391	293	22	35
	%	100	52.8	39.5	3.0	4.7
R1	数	793	407	321	23	42
	%	100	51.3	40.5	2.9	5.3
2	数	748	385	294	34	35
	%	100	51.5	39.3	4.5	4.7
3	数	734	394	263	31	46
	%	100	53.7	35.8	4.2	6.3
4	数	682	358	259	30	35
	%	100	52.5	38.0	4.4	5.1
5	数	674	339	254	31	50
	%	100	50.3	37.7	4.6	7.4

※ 看護師学校養成所の卒業者及び大学卒業者で看護師として就職した者を計上

第51表 年度別准看護師卒業者の就業・進学状況

年度	項目	卒 業 者 数	県 内 就 業	県 外 就 業	進 学	そ の 他
H26	数	268	220	13	10	25
	%	100	82.1	4.9	3.7	9.3
27	数	229	197	22	7	3
	%	100	86.0	9.6	3.1	1.3
28	数	271	192	22	9	48
	%	100	70.8	8.1	3.3	17.7
29	数	224	167	13	7	37
	%	100	74.6	5.8	3.1	16.5
30	数	193	166	9	5	13
	%	100	86.0	4.7	2.6	6.7
R1	数	191	153	7	11	20
	%	100	80.1	3.7	5.8	10.5
2	数	172	149	3	9	11
	%	100	86.6	1.7	5.2	6.4
3	数	166	137	1	10	18
	%	100	82.5	0.6	6.0	10.8
4	数	173	137	4	16	16
	%	100	79.2	2.3	9.2	9.2
5	数	109	66	5	23	15
	%	100	60.6	4.6	21.1	13.8

第52表 年度別准看護師試験の状況

項目 年度		受験申込数	受験者数	合格者数	不合格者数	合格率
H26	総数	630	630	621	9	98.6
	県内(再掲)	627	627	618	9	98.6
27	総数	606	598	593	5	99.2
	県内(再掲)	604	596	591	5	99.2
28	総数	617	614	592	22	96.4
	県内(再掲)	599	596	585	11	98.2
29	総数	658	656	638	18	97.3
	県内(再掲)	652	650	633	17	97.4
30	総数	562	561	545	16	97.1
	県内(再掲)	560	559	543	16	97.1
R1	総数	600	600	594	6	99.0
	県内(再掲)	598	598	592	6	99.0
2	総数	605	602	602	0	100.0
	県内(再掲)	602	600	600	0	100.0
3	総数	542	536	531	5	99.1
	県内(再掲)	542	536	531	5	99.1
4	総数	521	515	511	4	99.2
	県内(再掲)	521	515	511	4	99.2
5	総数	436	425	422	3	99.3
	県内(再掲)	431	423	420	3	99.3

ウ 看護師等養成所運営費補助

民間の看護師等の養成所に対し、その育成支援を行うため、運営費の一部を助成しており、その状況は次のとおりとなっている。

第53表 看護師等養成所運営費助成状況

年度 区分	H25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5
助産師	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
看護師	7	7	9	9	10	10	9	10	10	10	10
准看護師	6	6	6	6	6	6	6	6	6	4	4

エ 看護師等修学資金の貸付

県は、昭和37年度から県内における看護師等の確保及び資質の向上を図るため、「宮崎県看護師等修学資金貸与条例」に基づき養成施設に在学する者で、将来宮崎県内の病院等(特定施設等)において看護師等の業務に従事しようとする者に対して修学資金の貸与を行っている。

種別	貸与月額
保健師 助産師 看護師	国 立 等 32,000 円 民 間 立 36,000 円

※ 助産師養成施設に在学する者は上記に8,000円を加算

第54表 看護師等修学資金貸与状況

区分 \ 年度		H27	28	29	30	R1	2	3	4	5
助 産 師		1	0	1	1	3	1	0	0	0
看護師	4 年 制 大 学	2	2	4	2	2	2	1	2	2
	3 年 課 程	21	21	21	21	22	20	19	20	17
	2 年 課 程	19	18	17	19	20	20	22	22	21
計		43	41	43	43	47	43	42	44	40

オ 宮崎県ナースセンター等に委託して実施する事業

県内の未就業の看護職員の就業促進と訪問看護を担う人材の育成を支援するため、次のような各種看護師確保対策事業を行っている。

(1) ナースバンク事業

- ① 未就業者の実態、就労希望条件、看護職員需要施設等の把握(無料職業紹介事業)
- ② 就業に関する相談指導
- ③ 届出制度の登録支援
- ④ 看護のシゴト出前就業相談事業
- ⑤ 中央ナースセンターとの連携

(2) 復職支援事業

- ① 講義・演習コース、実習コースの実施

(3) 訪問看護推進事業

- ① 訪問看護人材育成事業の実施
- ② 看護人材連携支援事業の実施
- ③ 訪問看護相談支援事業の実施

(4) 看護の魅力発信事業

- ① ふれあい看護体験の実施
- ② 看護進路相談会の実施
- ③ 看護の出前授業の実施

(5) 勤務環境づくり推進事業

- ① 勤務環境改善推進研修の実施
- ② 看護職の就労環境等に関する相談支援

(6) 就職説明会事業

- ① 看護学生等を対象とした県内医療機関による合同就職説明会

第55表 無料職業紹介事業

(1) 医療機関等及び求人登録施設、求人数

(令和5年度)

区分 \ 年度	病院	診療所	社会福祉施設	介護老人保健施設	訪問看護ステーション	事業所	保健所	市町村	その他	計
従事者届けに基づく総数(R4)	132	758	440	1,025	158	56	9	26	554	3,158
求人登録施設数	153	90	27	105	53	9	4	8	167	616
求人数	857	245	57	271	168	36	4	12	446	2,096

※県外からの求人登録施設・求人は含まない。

(2) 相談件数実績 (令和5年度)

求人相談	1,492
求職相談	2,661

(3) 登録者の動向及び就職者数

(令和5年度)

区 分	保健師	助産師	看護師	准看護師	計
R5.4.1 現在登録者数	15	3	281	38	337
R5年度中新規登録者数 (登録6ヶ月を経過して再登録のものを含む)	39	13	787	114	953
就職者数	11	5	296	29	341
就職以外による登録抹消者	4	1	99	16	120
R6.4.1 現在登録者数	15	4	246	32	297

第56表 復職支援事業

未就業の看護職員などに対し、最近における看護知識、技術を習得させ、再就職を促進する。

	開催期間	開催地	会場	受講者
講義・演習コース	①R5.6.8～6.9 ②R5.9.6～9.7 ③R5.12.8～12.9	宮崎市	看護等研修センター	25人
実習講習コース	R5.4～R6.2	県内全域	医療機関、訪問看護ステーション	4人
地区別講習	R5.10～R5.12 R6.2	延岡市、小林市、 高鍋町、日向市、 日南市	ハローワーク（延岡、日向、小林、高 鍋、日南）	16人
採血点滴技術演習・復 職支援カフェ	R5.4～R6.3 （毎月1回）	宮崎市	看護等研修センター	71人
就職準備コース	R5.7.13 R6.1.11	宮崎市	看護等研修センター	7人
地区別復職支援研修	①R5.8.23～8.25 ②R5.10.3～10.5	①延岡市 ②都城市	①延岡市医師会、延岡市医師会病院 ②都城市郡医師会病院	13人

第57表 訪問看護人材育成事業

在宅看護の増大に対応できる看護職員の育成を図るため、在宅看護に必要な専門知識と技術を習得させる。

（令和6年度）

	開催期間	会場	受講者
訪問看護未経験者のための訪問看護教育支援	8月	看護等研修センター、 県内訪問看護ステーション	10人
新卒訪問看護師育成研修	4月～12月	看護等研修センター他	3人
訪問看護師養成基礎研修	7月～11月	看護等研修センター他 （オンライン研修併用）	18人
実践力・高度医療対応力のある訪問看護師の育成	5月～8月	看護等研修センター他	10人
訪問看護スキルアップ研修	8月～10月	看護等研修センター （オンライン研修併用）	21人

(4) 理学療法士・作業療法士確保対策

理学療法、作業療法等のリハビリテーションは、予防、治療に次ぐ第三の医学と呼ばれており、理学療法は、身体に障害のある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図ることを目的とし、作業療法は、身体又は精神に障害のある者に対し、主としてその応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図ることを目的としている。いずれも、障害のある人々を社会復帰させるための訓練指導の根幹をなすものであり、理学療法、作業療法の専門技術者として、理学療法士及び作業療法士の資格制度が設けられている。

本県においては、令和6年4月現在、理学療法士及び作業療法士法に基づく理学療法士養成施設として3校、作業療法士養成学校として1校設置されている。

理学療法士、作業療法士ともに、卒業後において国家試験を受験し、免許取得後、診療の補助としての理学療法、作業療法業務に就くこととなる。

第58表 理学療法士養成施設の現況（単位：人）

（令和6年4月現在）

養成施設	1年		2年		3年		4年		計	
	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員
宮崎リハビリテーション学院	40	37	40	39	40	35			120	111
宮崎医療福祉専門学校	39	38	39	36	39	37			117	111
都城リハビリテーション学院	40	34	40	30	40	39	40	19	160	122

第59表 作業療法士養成施設の現況（単位：人）

（令和6年4月現在）

養成施設	1年		2年		3年		4年		計	
	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員
宮崎医療福祉専門学校	35	29	35	29	35	19			105	77

(5) 歯科衛生士・歯科技工士確保対策

歯科医療の向上は、県民に健康で文化的な生活を保障するものであるだけに、社会的期待も大きく、中でも歯科衛生士、歯科技工士の業務は、歯科医療体系の中で大きな役割を占め、歯科医療の充実向上のために欠くことのできない存在となってきた。

歯科医療の進歩・発展に伴い、県民の歯科医療に対する需要はますます増大し、レベルの高い歯科医療従事者の養成確保が求められている。

第60表 歯科衛生士・歯科技工士の養成状況（単位：人）

（令和6年4月現在）

養成施設		1年		2年		3年		計	
		定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員
宮崎歯科技術専門学校	歯科衛生士	50	31	50	35	50	36	150	102
	歯科技工士	10	6	10	7			20	13
都城デンタルコアカレッジ	歯科衛生士	30	16	30	13	30	12	90	41

6 医薬品等の安全確保

医薬品等については、その有効性及び安全性の確保が強く要請されており、医薬分業の推進と併せて医薬品等GMP（製造管理・品質管理の基準）等の遵守等、諸施策の充実強化が図られている。

本県においても、医薬品等製造業に係る医薬品等の有効性・安全性の確保が重要であることから、製造から使用に至る各段階で不良品の発生防止、品質管理の徹底、適正な販売及び使用を図る必要がある。

(1) 薬事監視指導等

常時監視については、薬事監視員が次のような監視指導を行っている。

また、毎年、医薬品及び医療機器の一斉取締りが全国規模で行われており、薬局及び医薬品販売業については、それぞれ全数の1／3以上に相当する施設を対象として立入検査を行っている。

- 不良品、不正表示品の監視並びに指導
- 無承認、無許可品の監視並びに指導
- 虚偽、誇大広告の監視並びに指導
- 医薬品等製造業者等に対する「医薬品等の製造管理及び品質管理の基準に関する省令」（GMP）等遵守のための監視指導
- 薬局、医薬品販売業に対する医薬品等の管理の徹底
- 医薬品等の販売時における消費者指導の徹底

第61表 医薬品等製造業・製造販売業の許可施設立入状況

（令和5年度）

	医 薬 品		医 薬 部 外 品		化 粧 品		医 療 機 器	
	製造業	製造販売業	製造業	製造販売業	製造業	製造販売業	製造業	製造販売業
施 設 数	10	3	2	1	16	15	19	4
立 入 数	6	1	0	0	7	8	3	0

第62表 薬局、医薬品販売業に対する立入検査状況

（令和5年度）

種別	区分	許可施設数	立入検査数	違反発見施設数	処 分 件 数	
					業 務 停 止	そ の 他
薬 局		353	228	41	0	1
店 舗 販 売 業		190	153	43	0	4
卸 売 販 売 業		127	78	15	0	0
薬種商販売業		1	0	0	0	0
特 例 販 売 業		3	1	1	0	0
配 置 販 売 業		56	0	0	0	0
	(県内 21)					
計		730	460	100	0	5

※ 宮崎市保健所分を除く。

第63表 医薬品等製造業許可施設数と生産額の推移

(単位：百万円)

	医 薬 品		医 療 機 器	
	生 産 額	許可施設数	生 産 額	施設数
平成 30 年	8,240	10	18,793	20
令和 元 年	6,956	10	16,080	19
令和 2 年	8,407	10	15,378	17
令和 3 年	8,467	10	15,052	17
令和 4 年	8,583	10	16,021	19
令和 5 年	9,343	10	17,488	19

※ 医薬品については、医薬品原料(原薬)生産額は含まれない。

第64表 薬局と医薬品販売業の推移

(各年度末)

区分	平成 30年	宮崎市 保健所	令和 元年	宮崎市 保健所	2 年	宮崎市 保健所	3 年	宮崎市 保健所	4 年	宮崎市 保健所	5 年	宮崎市 保健所
総 数	780	354	761	351	764	355	751	355	742	356	730	352
薬 局	357	245	351	242	355	243	353	243	354	243	353	241
薬種商販売業	1	-	1	-	1	-	1	-	1	-	1	-
配置販売業	74	-	70	-	70	-	66	-	61	-	56	-
特例販売業	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0
店舗販売業	191	109	193	109	194	112	192	112	191	113	190	111
卸売販売業	154	-	143	-	141	-	136	-	132	-	127	-

第65表 薬局数と処方せん取扱枚数の推移

区分 年度	薬 局	保 険 薬 局	処方箋取扱枚数
平成 30 年度	602	568	7,892,490
令和 元 年度	593	571	7,897,153
令和 2 年度	598	577	7,237,146
令和 3 年度	596	581	7,467,840
令和 4 年度	597	582	7,663,087
令和 5 年度	594	579	8,057,453
		(九州厚生局調べ)	(日本薬剤師会調べ)

(2) 毒物及び劇物監視指導等

医薬品及び医薬部外品を除く化学物質のうち、毒性が強く人の健康を直接害する作用のある化学物質については、毒物及び劇物取締法により毒物又は劇物として指定され、その製造、輸入、販売、運搬、廃棄等の取扱い全般について保健衛生上の見地から規制されている。

毒物及び劇物の製造、貯蔵、運搬及び廃棄による事故等の防止に重点を置き、製造業者及び業務上取り扱う事業所等に対し、毒物劇物監視員により次のような監視指導を行っている。

○ 毒物劇物営業者

(7) 適正な保管管理及び譲渡等に関する監視指導

(4) 無登録販売及び表示等の監視指導

○ 業務上取扱者

(7) 適正な保管管理に関する監視指導

(4) 運搬、廃棄の方法等に関する監視指導

さらに、関係機関等で構成する「宮崎県毒物劇物事故対策連絡協議会」において毒物劇物による事故の未然防止や危被害の拡大防止について情報交換を行い、連携強化を図っている。

また、希少な中毒治療医薬品を県下7地域医療圏毎の8つの救急病院に配備して毒物劇物事故発生時における危機管理体制の整備を図っている。

第66表 毒物劇物営業者等に対する立入検査状況の推移

種別	区分	登録届出 施設数	立入検査数	違反施設数	処分件数	
					告発等	その他
令和元年度		430	259	23	0	23
令和2年度		417	177	11	0	11
令和3年度		408	196	21	0	21
令和4年度		397	206	22	0	24
令和5年度		379	290	58	0	88

第67表 毒物劇物取扱者試験実施状況の推移

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	一般	農業	特定	一般	農業	特定	一般	農業	特定	一般	農業	特定
受験者 (人)	193	10	1	234	19	3	212	16	2	167	7	0
合格者 (人)	49	1	0	63	3	2	61	3	1	38	0	0
合格率 (%)	25.4%	10.0%	0.0%	26.9%	15.8%	66.7%	28.8%	18.8%	50.0%	22.8%	0.0%	0.0%

第68表 緊急解毒薬の配備を依頼している救急病院

	名称	所在地	電話番号
配備している緊急解毒薬 ・亜硝酸アミル ・ブライアソ注 ・バル筋注	県立宮崎病院	宮崎市北高松町5番30号	0985-24-4181
	宮崎市郡医師会病院	宮崎市大字有田1173番地	0985-77-9101
	都城市郡医師会病院	都城市太郎坊町1364番地1	0986-36-8300
	県立延岡病院	延岡市新小路2丁目1番10号	0982-32-6181
	県立日南病院	日南市木山1丁目9番5号	0987-23-3111
	小林市立病院	小林市大字細野2235番地3	0984-23-4711
	西都児湯医療センター	西都市大字妻1550番地	0983-42-1113
	宮崎県済生会日向病院	門川町南町4丁目128番地	0982-63-1321

7 血液事業の推進

わが国の血液事業は、昭和39年の閣議決定を契機として、関係者による多大の努力が積み重ねられた結果、輸血用血液製剤については国内自給が達成されているが、血漿分画製剤の一部については、相当量を輸入に依存している状況にある。このような現状を踏まえ、平成14年7月に安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律160号）が公布され（平成15年7月30日施行）、新たな取組が進められることになった。

本県では、同法の趣旨を踏まえ、輸血用血液製剤の需要見込み及び国から割り当てられた原料血漿の目標量を考慮し宮崎県献血推進計画を策定している。

また、計画の推進に当たっては、若者に献血思想の普及を図るとともに、成分献血及び400mL献血への理解と協力を求めるため、各般の事業を展開している。

第69表 年度別献血者数の推移

（単位：人）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
200 ml 献 血	240	234	141	122	129	164
400 ml 献 血	30,533	2,968	29,420	29,706	29,188	28,799
成 分 献 血	9,156	9,611	12,138	13,507	12,941	12,324
計	39,929	39,113	41,699	43,335	42,258	41,287

（1）献血推進事業実施状況

ア 広報啓発活動・献血運動推進大会等

- 献血協力者確保等推進事業
ラブラッド（複数回献血クラブ）会員登録、献血サポーター企業登録推進、若年層対策等
- 町、総ぐるみ献血参加運動
市町村単位で通年実施。
- 「こいのぼり献血キャンペーン」
令和5年5月3日

- 「愛の血液助け合い運動」
令和5年7月1日～31日
- 令和5年度「みやざき愛の献血運動推進県民大会」
令和5年10月24日
表彰：厚生労働大臣表彰状・感謝状(2団体)、宮崎県知事感謝状(6団体)、
日本赤十字社有功賞(11団体)、日本赤十字社宮崎県支部長感謝状(9団体)
- 「クリスマス献血キャンペーン」
令和5年12月23日、24日、26日
- 「はたちの献血キャンペーン」
令和6年1月1日～2月28日
- その他広報関係
県政番組、新聞等

イ 献血体制の推進等

会議・研修会の開催

- 宮崎県合同輸血療法委員会研修会
令和6年2月3日
- 令和5年度宮崎県献血推進協議会
令和6年2月7日
- 各保健所管内献血推進連絡協議会
現地開催7保健所、オンライン開催1保健所

ウ 血液検査成績通知サービスの実施

日本赤十字社では、生化学検査成績(7項目)及び血球計数検査成績(8項目)について、通知を希望された方への通知サービス(親展での郵送)を行っている。

(2) 血液製剤の供給

宮崎県赤十字血液センター及び延岡供給出張所からの供給により、血液製剤の迅速かつ安定供給を図っている。

名 称	所 在 地	電話番号
宮崎県赤十字血液センター	宮崎市大字恒久 885-1	0985-50-1800
宮崎県赤十字血液センター延岡供給出張所	延岡市野田 3 丁目 6-3	0982-42-3100

8 麻薬及び向精神薬等の薬物乱用防止

麻薬や向精神薬等は、その優れた医療上の価値により、医薬品として不可欠なものであるが、一方、これらの乱用は個人の心身に重大な危害を引き起こすばかりでなく、家庭の破壊や犯罪誘発の要因となるなど、社会全体に重大な悪影響を及ぼしている。

県内においても、麻薬・覚醒剤・大麻等の薬物乱用や、危険ドラッグによる健康被害が発生しており、これらの薬物乱用を防止するため、次のような対策を実施している。

(1) 麻薬及び向精神薬等取扱者の立入指導

麻薬・向精神薬・覚醒剤等の取扱者(病院・診療所・薬局等)の立入検査を実施し、麻薬・向精神薬・覚醒剤等の適正な取扱いについて指導している。

(2) 薬物乱用防止啓発活動の実施

薬物乱用防止指導員を中心とした地域での啓発活動を実施するとともに、関係機関と連携して児童・生徒や学生等を対象に薬物乱用防止教室を開催している。

第70表 麻薬取扱者に対する指導監督状況

(令和5年)

業種 \ 事項		対象業務所数	立入検査回数	違反業務所数	違反内容							処置		
					処方せん	廃棄	管理保管	帳簿	施用記録	その他	計	始末書等	その他	計
麻薬卸売業者		22	34	1						1	1		1	1
麻薬小売業者		542	287	13	1		5	7		2	15	1	14	15
麻薬診療施設	病院	127	180	25	8	3	7	3	1	8	30		30	30
	診療所	437	49	13	2	1	6	5	1	2	17		17	17
	歯科診療所	1												
	飼育動物診療施設	72	7											
麻薬研究者		24	1	1		1					1		1	1
大麻研究者		4												
合計		1,229	558	53	11	5	18	15	2	13	64	1	63	64

第71表 向精神薬取扱者に対する指導監督状況

(令和5年)

業種 \ 事項		対象業務所数	立入検査回数	違反業務所数	違反内容				処置		
					保管管理	記録	その他	計	始末書等	その他	計
製造業者等		-	-								
免許みなし	一般販売業者	127	68								
	薬局	595	298	1		1		1		1	1
病院等	病院	130	182								
	診療所	912	57	1	1			1		1	1
	歯科診療所	485									
	飼育動物診療施設	235	7								
向精神薬試験研究施設		14	1	1							
合計		2,498	613	3	1	1		2		2	2

第72表 覚醒剤及び覚醒剤原料取扱者に対する指導監督状況

(令和5年)

業種 \ 事項		対象業務所数	立入検査回数	違反業務所数
覚醒剤	国指定施用機関	1		
	県指定施用機関	-	-	-
	覚醒剤研究者	8		
覚醒剤原料	覚醒剤原料取扱者	24	37	
	覚醒剤原料研究者	1		
	薬局	595	290	2
	病院・診療所	1,527	217	1
	飼育動物診療施設	235	7	
合計		2,391	551	3

第73表 不正大麻・けしの取締状況（大麻については報告なし）

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件 数	19	13	15	16	31
株 数	3,523	666	580	748	4,161

第74表 薬物乱用防止啓発活動実施状況
(令和5年度)

薬物乱用防止指導員数	312名
研修会・講習会実施回数	3回
薬物乱用防止教室開催回数	74回
テレビ・ラジオ等による広報	4回

第75表 覚醒剤・シンナー等相談窓口事業実績の推移

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件 数	63	21	15	18	22

保健所及び県精神保健福祉センターの相談窓口において、覚醒剤・シンナー等についての相談を実施している。

【参考事項】

県内の麻薬・覚醒剤等取締状況(県警察本部調べ)

第76表 麻薬・向精神薬事犯検挙状況

年	件 数	人 員	押 収 量
令 和 元 年	6	2	MDMA：85錠 L S D：20錠 コカイン：1.653g その他の麻薬：7.992g
令 和 2 年	6	2	MDMA：136錠 その他の麻薬：0.160g
令 和 3 年	1	0	L S D：1錠
令 和 4 年	2	2	なし
令 和 5 年	10	7	MDMA：7錠 コカイン：0.989g その他の麻薬：53.889g

第77表 覚醒剤事犯検挙状況の推移

年	件 数	人 員	押 収 量
令 和 元 年	45	32	70,019.820g
令 和 2 年	53	37	4.716g
令 和 3 年	53	36	7.622g
令 和 4 年	57	42	97.668g
令 和 5 年	47	29	8.770g

第78表 大麻事犯検挙状況の推移

年	件 数	人 員	押 収 量
令和元年	46	38	乾燥大麻 952.510g、大麻樹脂 0.337g 大麻草 29本、(乾燥) 2.211g
令和2年	71	57	乾燥大麻 957.459g、大麻草 177本 大麻樹脂 0.337g、大麻液 480ml
令和3年	60	47	乾燥大麻 2,774.207g、大麻草 251本 大麻樹脂 0.182g
令和4年	58	46	乾燥大麻 3,335.249g、大麻草 39本 液体大麻 15.508g
令和5年	73	54	乾燥大麻 1,313.052g、大麻草 90本 液体大麻 116.607g

第79表 シンナー・接着剤等乱用者の検挙状況の推移

年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総 検 挙 者 数	1	1	2	3	0
う ち 少 年 数	0	0	1	0	0

9 家庭用品の安全

家庭用品に使用されている化学物質による保健衛生上の被害を防止するため、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、試買検査を重点的に実施している。

令和5年度は、繊維製品及び家庭用化学製品について、買い上げを実施し、ホルムアルデヒド等3項目について検査を実施した。

(令和5年度)

項 目	検査件数	不適件数
ホルムアルデヒド	30	0
水酸化カリウム・水酸化ナトリウム	3	0
塩化水素・硫酸	3	0
ベンゾ [a] ピレン	0	0
ベンゾ [a] アントラセン	0	0
ジベンゾ [a, h] アントラセン	0	0
合 計	36	0

(分析機関：県衛生環境研究所)